

あいとぴあレインボープラン

狛江市第1次再犯防止推進計画

(中間答申案)

目次

第1章	はじめに.....	- 3 -
第1節	計画策定の趣旨.....	- 3 -
第2節	計画の位置付け.....	- 5 -
第3節	計画の期間.....	- 8 -
第4節	計画の策定体制.....	- 9 -
第2章	基本理念.....	- 11 -
第3章	基本目標.....	- 12 -
基本目標1	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築.....	- 12 -
基本目標2	「つながり」を実感できる地域づくり.....	- 13 -
基本目標3	社会参加を進めるシステムづくり.....	- 13 -
基本目標4	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり.....	- 14 -
基本目標5	多機関で協働して支援に当たる体制の整備.....	- 14 -
第4章	施策の総合的な展開.....	- 15 -
第1節	施策の体系.....	- 15 -
第2節	重点事業群.....	- 17 -
第3節	施策一覧.....	- 20 -
第1節	計画の推進体制.....	- 31 -
第2節	評価体制.....	- 33 -
資料	- 1 -
第1節	現状の整理.....	エラー! 参照するデータが見つかりません。
1	国・東京都の動向から見る現状.....	エラー! 参照するデータが見つかりません。
2	統計から見る現状.....	エラー! 参照するデータが見つかりません。
3	市民意識調査結果から見る現状.....	エラー! 参照するデータが見つかりません。
4	現行計画に見る現状と課題.....	エラー! 参照するデータが見つかりません。
第2節	課題の整理.....	エラー! 参照するデータが見つかりません。
1	市民意識調査結果から見る現状.....	エラー! 参照するデータが見つかりません。

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

現在、狛江市では、狛江市第4次基本構想において、「ともに創る 文化はぐくむまち～水と緑の狛江～」を将来都市像に掲げ、「お互いを認め支え合い、ともに創る」、「狛江らしさを活かす」というまちづくりの視点を核として、福祉・保健分野において、「いつまでも健やかに暮らせるまち」を目指すものとしております。

市では、令和2（2020）年3月に令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間の計画期間とする狛江市第4次基本構想（以下「基本構想」といいます。）を策定し、狛江市の将来都市像を

ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～

といたしました。

この将来都市像を実現するための土台となり、各分野のまちづくりに共通する次の2つの「まちづくりの視点」を定めました。

お互いを認め支え合い、ともに創る

狛江らしさを活かす

この「まちづくりの視点」を核として、福祉・保健分野において、

いつまでも健やかに暮らせるまち

を目指すものとしています。

このようなまちを実現するため、市ではあいとぴあレインプランを策定し、全ての市民が、生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいをもって、ともに生きる豊かな福祉社会（以下「地域共生社会」といいます。）の実現を目指しています。

国において平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が公布・施行され、再犯防止推進法には、再犯の防止等に関する施策の実施等の責務が国だけでなく、地方公共団体にもあること（第4条）が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対し、国の再犯防止推進計画を勧告して「地方再犯防止推進計画」を策定することが努力義務（再犯防止推進法第8条第1項）とされました。

平成29年12月には平成30年度から令和4年度までの5年間の計画期間とする「再犯防止推進計画」が閣議決定され、令和5年3月には令和5年度から令和9年度までの5年間の計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

「第二次再犯防止推進計画」によれば、「犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、（中略）、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果

たしつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要」であり、「刑事司法手続を離れた者に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されるため、「地域による包摂」を進めていく上では、地域住民に身近な地方公共団体の取組が求められる」ものとしています。

市で考える「地域による包摂」とは、「社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）」と同様の考え方であると考えます。「社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）」とは、「すべての人々を孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念です。そして、社会的包摂は、狛江市福祉基本条例（令和2年条例第8号。以下「条例」という。）前文でその実現を目指している「地域共生社会」の背景となる考え方です。したがって、「地域による包摂」を推進するためには、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めることが重要です。

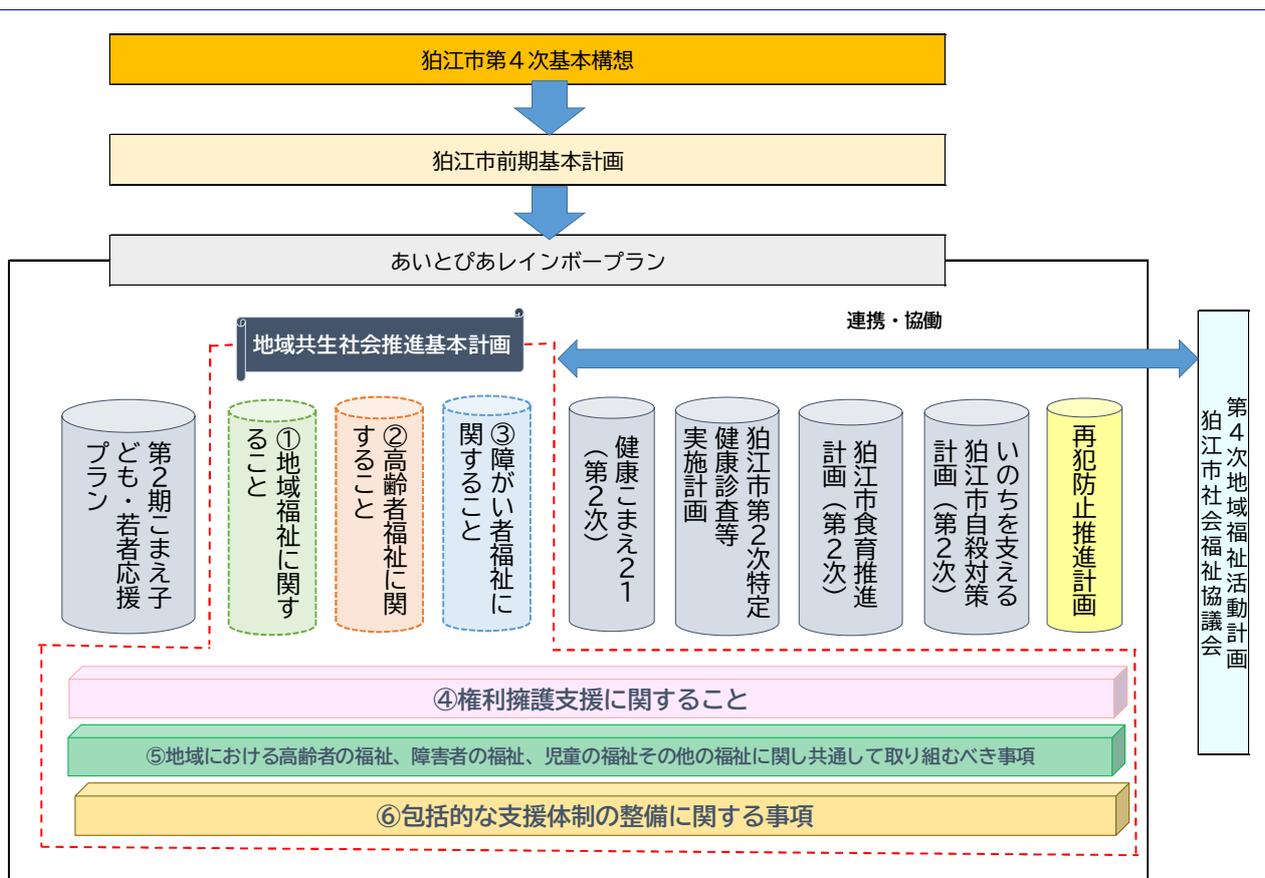
市では、「地域共生社会」の実現に向けた取組として、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備し、もって、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安心して安全な地域社会を実現できるよう、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して住居、就労、保健医療、福祉、教育等に係る取組を総合的に推進することを目的として、あいとぴあレインボープランの下位計画として狛江市第1次再犯防止推進計画（以下「再犯防止推進計画」といいます。）を策定することとしました。

第2節 計画の位置付け

1 法令上の位置付け

再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定による「地方再犯防止推進計画」として位置付けられます。

2 計画体系



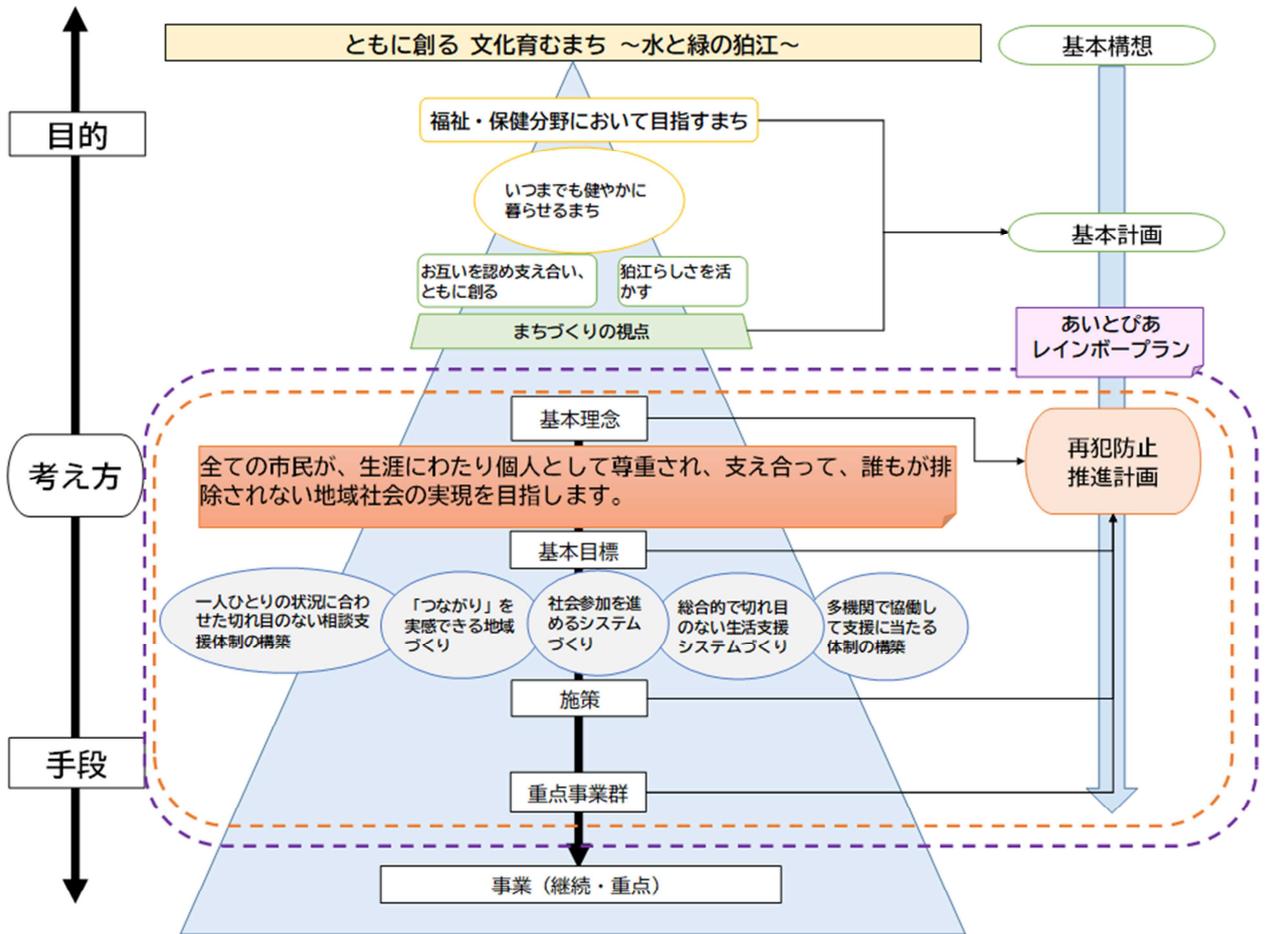
(1) あいとぴあレインボープランと再犯防止推進計画との関係

福祉・保健・再犯防止分野に係る関連計画の総称を「あいとぴあレインボープラン」とします。再犯防止推進計画をあいとぴあレインボープランを構成する再犯防止分野に係る関連計画の1つとして位置付けます。

(2) 地域共生社会基本計画と再犯防止推進計画との関係

本計画では再犯防止推進を「地域共生社会」の実現に向けた取組の1つとして位置付け、連携して政策を推進することが重要であることから、再犯防止推進計画の策定に当たっては、地域共生社会基本計画と共通の基本理念及び基本目標の下、施策を推進します。

(3) 再犯防止推進計画の体系



この計画では、次表に掲げる基本理念、基本目標、施策及び重点事業群を定めるものとします。

概念	内容
基本理念	「基本的価値観」の下、福祉のまちづくりとして達成すべき長期的な「目的」を示すものです。5計画共通の基本理念を定めます
基本目標	基本理念を実現するための「手段」であり、本計画において達成すべき「目的」を示すものです。5計画共通の基本目標を定めます。
施策	基本目標を実現するための「手段」であり、実現に向けて取り組む方策、取組の方向性を示すものです。
重点事業群	施策を実現するための「手段」であり、本計画期間内に施策の実現に向けて特に重視して取り組む具体的な方策を示すもので、同じ目的で施策実現に向けて重点を置く事業をまとめたものです。

イ 狛江市第1次再犯防止推進計画実施計画

狛江市第1次再犯防止推進計画実施計画（以下「実施計画」といいます。）では、上表に掲げる重点事業群ごとに年度別・事業別に分類された事業計画及び重点事業の進捗状況に関する報告とで構成します。

第3節 計画の期間

計画期間は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。

計画の期間

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
狛江市基本構想	第4次(令和2(2020)年度～)								
狛江市基本計画	前期(令和2(2020)年度～)				後期				
あいとぴあレインボープラン									
再犯防止推進計画				第1次					

第4節 計画の策定体制

1 市民意識調査等の実施

(1) 市民一般調査

市内に在住する満16歳以上の市民72,535人を対象に市民一般調査を実施し、再犯防止に関することを伺いました。

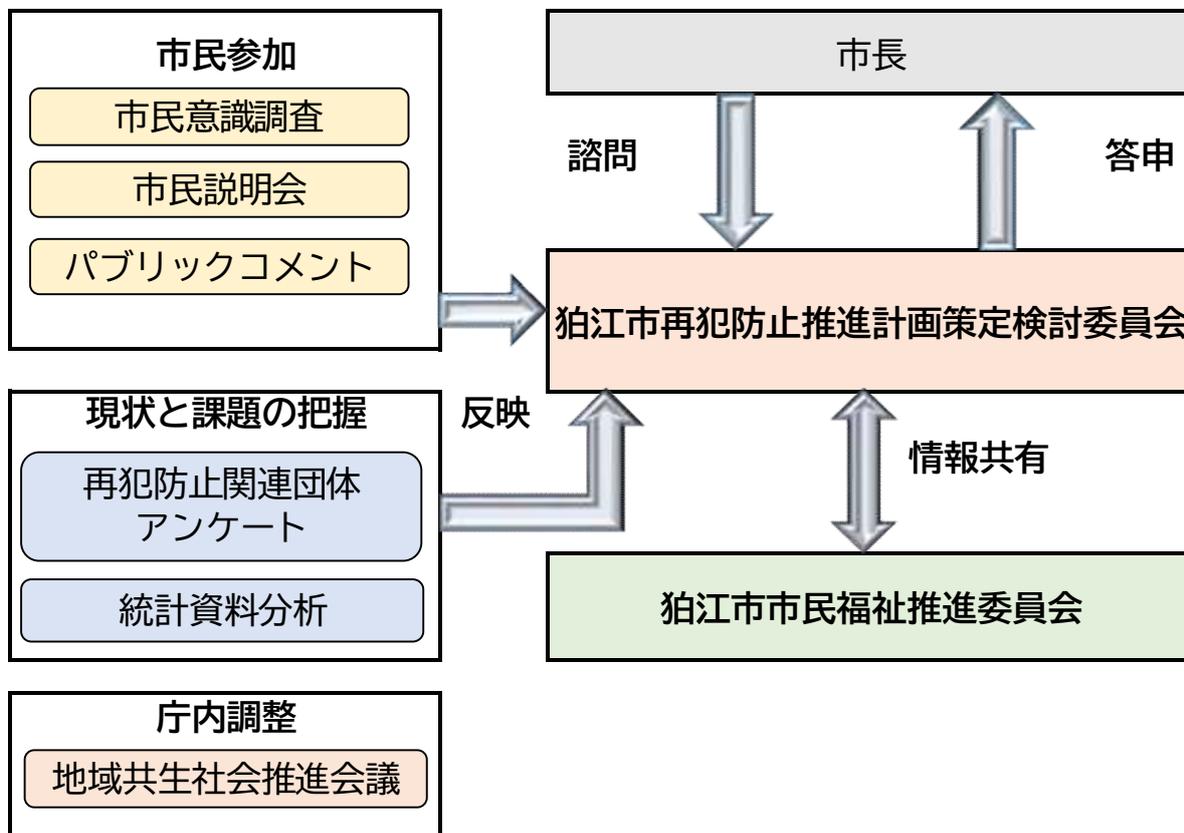
(2) 再犯防止関連団体調査

矯正施設、刑事司法機関、更生保護機関・施設・団体及び福祉関係機関・団体を対象にアンケート調査を実施し、市に支援して欲しいことを伺いました。

2 市民説明会・パブリックコメントの実施

4 附属機関等における調査・審議

狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会を中心に再犯防止推進計画に係る調査・審議を行いました。



第2章 基本理念

全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。

基本理念とは、「基本的価値観」のもと、達成すべき「目的」を示すものです。

本計画では、「全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重されること」及び「全ての市民が支え合うこと」この2つの「基本的価値観」のもと、「誰もが排除されない地域社会の実現」という「目的」の達成を目指します。この「目的」は、高齢者人口及び高齢化率のいずれも令和32（2050）年にピークを迎えることが推計されることを踏まえ、令和22（2040）年までに達成すべき長期的なビジョンとして掲げるものです。

1 基本的価値観

(1) 「全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重されること」

全ての市民がどのような状況におかれたとしても、個人として尊重されることは、狛江市福祉基本条例第3条第1項の規定により掲げる市民福祉の基本理念であり、再犯防止施策、認知症施策、障害者施策、権利擁護支援施策等様々な施策を推進するに当たり、共通する基本的な価値観です。

(2) 「全ての市民が支え合うこと」

かつては、地域の相互扶助、家族同士の助け合い等の支え合いの機能が存在しましたが、少子高齢化の進展や家族形態の変化等により、支え合いの基盤が弱まってきています。

このような状況を踏まえ、市は、福祉及び保健関係部署のみならず、全ての部署が一体となって、市民及び事業者とともにそれぞれの役割を果たしながら、地域福祉の推進のため、包括的な支援体制の構築を進めるとともに、相互に支え合うことを通じて、多様性を認め合い、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

2 目的

本計画では、1で掲げた基本的な価値観のもと、全ての市民の出会い、触れ合い、支え合いを大切にし、共に力を合わせ、お互いにやさしい、うるおいとやすらぎのある福祉のまちづくりを進め、市民誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。

第3章 基本目標

基本目標とは、第2章で掲げた基本理念を実現するために第1章第3節で掲げた本計画の計画期間（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）内で達成すべき目標を掲げたものです。

基本目標1	・一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築
基本目標2	・「つながり」を実感できる地域づくり
基本目標3	・社会参加を進めるシステムづくり
基本目標4	・総合的で切れ目のない生活支援システムづくり
基本目標5	・多機関で協働して支援に当たる体制の構築

基本目標1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

矯正施設に在所又は在院されている方（以下「在所（院）者」といいます。）並びに矯正施設から出所又は出院された方（以下「出所（院）者」といいます。）及び被疑者・被告人等で不起訴（起訴猶予、罰金又は執行猶予の言い渡しを受け釈放された方（以下「出所（院）者等」といいます。）等で支援を必要とする全ての方が、必要とする支援を受けられる仕組みづくりを進めます。現在、市では従来の枠組みでは対処しきれない、複雑化・複合化した地域生活課題や新たな地域生活課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう、新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築を進めております。今後は、高齢福祉・障がい福祉・児童福祉・生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体として実施し、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題を解決するため、複数の相談支援機関等相互間のネットワークによる支援体制づくりを進めます。例えば、複雑化・複合化した事例については、多機関で協働して課題を解きほぐし、関係機関の役割分担を図り、各支援機関が連携のもとでの支援を行います。また、出所（院）者等で社会的に孤立されている方や孤独を感じている方、長期にわたりひきこもり状態にある方など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、積極的に支援の対象者を発見するためのアウトリーチ等を行うことにより、早期に支援につなげると共に、アセスメントや支援を目的としたアウトリーチを通じた継続的支援を行う

ことにより本人との関係性の構築に向けた支援を行います。さらに、出所（院）者等で社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な方には、本人及びその世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復するような支援をするなど重層的な支援を進めてまいります。

基本目標2 「つながり」を実感できる地域づくり

超高齢化や単身世帯の増加が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、孤独・社会的孤立の問題が深刻化するおそれがあります。このような状況を踏まえ、市民同士の関係性を再構築することにより、人生における様々な困難に直面した場合でも、市民誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、その人らしい生活を送ることができるような地域社会としていくことが求められています。

このような地域社会とするため、市で生活する一人ひとりが地域生活課題に対し、自分自身の問題として受け止め、市、市民及び事業者が連携・協働して、解決に向けてみんなで支え合う地域づくりを進めます。

このような地域づくりを進める中で出所（院）者等の社会的孤立を防ぎ、不安や孤独感を抱えた出所（院）者等が悩みを分かち合い、相談できる「誰一人取り残さない地域づくりを進めるに当たっては、出所（院）者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備してまいります。

環境の整備に当たっては、市民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する出所（院）者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く市民の関心と理解が得られるよう施策を推進してまいります。

基本目標3 社会参加を進めるシステムづくり

既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の丁寧なマッチング、本人への定着支援と受け入れ先の支援を行うことで、社会とのつながり作りに向けた支援体制の構築を推進します。

高齢福祉・障がい福祉・児童福祉・生活困窮の各法等に基づく事業を一体として実施し、地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能の強化を図ります。地域において住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保等地域住民の社会参加の基盤となるプラットフォームの構築を推進します。

出所（院）者等が、地域や社会との関わり方を選択し、自らの役割を見出すことのできる多様な接点の確保に向けた支援体制の構築を推進します。体制を構築する際は、出所（院）者等、障がいのある人や外国人等も含めたあらゆる人が生活しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの視点を重視してまいります。

基本目標4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

出所（院）者等を含め全ての市民が地域で豊かに暮らすためには、福祉サービスを必要とする市民やその世帯が抱える様々な課題、例えば、福祉、介護、介護予防、保険医療、住まい、就労、教育、防災・防犯、地域社会からの孤立など課題を市民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「市民等」といいます。）が把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」といいます。）との連携等により、フォーマル、インフォーマルなサービスを活用して、総合的で切れ目のない生活支援システムを構築してまいります。

基本目標5 多機関で協働して支援に当たる体制の整備

重層的支援体制整備事業における関係者間の円滑な連携を図るなど、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制の構築を支援します。単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援会議及び重層的支援会議（以下「重層的支援会議等」といいます。）における協議等を通じて、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める機能を果たします。

市では、平成26（2014）年度から市庁舎2階に福祉総合相談窓口を設置すると共に、福祉相談課を設置し、多機関で協働して支援に当たる体制を整備してまいりました。既存の体制を活用し、市の実情を踏まえた重層的支援会議等における協議の仕組みづくりを推進してまいります。

包括的な支援体制の構築に当たっては、本計画に掲げた施策の推進に当たり、分野横断的な視点から施策の進捗状況を管理し、課題を把握し、新たな事務事業を提案できるような審議会等の在り方についても検討を進めます。

また、再犯防止、権利擁護支援、虐待防止、孤独・孤立対策の推進、ひきこもり支援など地域生活課題の解決に当たっては、福祉関係機関・団体のみならず、矯正施設、刑事司法機関、更生保護機関・施設・団体等多様な関係機関との連携が求められています。連携に当たっては、重層的支援事業と相互に連携した効果的な支援が求められています。様々な複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題などについて多機関で地域生活課題や支援の方向性について協議をすることのできるような協議会の在り方についても検討を進めます。

第4章 施策の総合的な展開

第1節 施策の体系

5つの基本目標を踏まえ、施策の体系を下表に設定します。施策については、分野別に施策を設定いたします。

基本目標	施策 No.	施策	関連頁
1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-1	在所（院）者、出所（院）者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。	20
	1-2	出所（院）者等、その家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。	20
2 「つながり」を実感できる地域づくり	2-1	市民への更生保護団体及び「社会を明るくする運動」、「再犯防止啓発月間」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。	21
	2-2	市民へのお出所（院）者等・非行をした少年の理解を推進します。	22
3 社会参加を進めるシステムづくり	3-1	出所（院）者等の就労支援体制の構築を推進します。	23
	3-2	出所（院）者等が地域社会の一員として関われる環境整備を推進します。	24
	3-3	出所（院）者等の修学支援の体制の構築を推進します。	24
	3-4	児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。	25
4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-1	新たな保護司候補者を確保し、保護司等が出所（院）者等への支援等を円滑に行える支援体制の強化を推進します。	26
	4-2	住居の確保が困難な出所（院）者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制を推進します。	27
	4-3	出所（院）者等の出所（院）の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制を推進します。	28
	4-4	依存症等の出所（院）者等が出所（院）等の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援体制の構築を推進します。	28
	4-5	出所（院）者等の家族への支援に向けた体制構築を推進します。	29

第1節 施策の体系

基本目標		施策 No.	施策	関連頁
5	多機関で協働して支援に当たる体制の構築	5-1	再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。	29
		5-2	在所（院）者等の出所（院）等に向けて矯正施設との連携体制の構築を推進します。	29
		5-3	出所（院）者等の出所（院）等の前後に多機関で協働した支援を推進します。	30

第2節 重点事業群

1 重点事業群とは

重点事業群とは、施策を実現するための「手段」であり、本計画期間内に施策の実現に向けて特に重視して取り組む具体的な方策を示すもので、同じ目的を持つ主要事業をまとめたものです。

2 重点事業群設定の考え方

全国的な少子化が深刻化する中、狛江市における合計特殊出生率は、近年ほぼ一貫して全国水準、都水準を下回って推移していることから、年少人口・生産年齢人口が減少し続ける一方、令和32（2050）年までは高齢者人口が増加することが推計されており、生産年齢の人口減少と超高齢社会に対処するべく重要な転換期を迎えています。

さらに、単身世帯や単身高齢者世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されます。「人間関係の貧困」とも言える孤独・孤立の状態は、「痛み」や「辛さ」を伴うものであり、心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念されており、孤独・孤立は命に関わる問題であるとの認識が必要です。また、社会からの孤立がセルフネグレクトや社会的排除を生むという「負の連鎖」が生じることも分かっております。また、市民一般調査によれば、孤独・孤立の問題は、例えば、ひきこもり（ひきこもり状態にある方）、心身の障がい又は発達障がい等の障がい（精神障がい者）、非行・犯罪（非行少年・刑余者）、依存症・しへき（アルコール、薬物等依存者等）の様々な生活課題との関連も明らかになっています。

そのため、孤独・孤立対策においては、孤独・孤立の問題やそれらから生じ得るさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点、すなわち孤独・孤立を生まない社会をどのようにつくるのが重要であるとともに、孤独・孤立に悩む状態に至っても可能な限り速やかに当事者の望む状態に戻れるように取り組むことが重要です。狛江市における高齢者の要介護認定率は、最近10年程ほぼ一貫して全国水準、都水準を上回って推移しており、全国的に医療・介護の給付費が顕著に増加する中、今後、75歳以上の後期高齢者数がいっそう増加することから、これまで以上に社会参加や介護予防に取り組む必要があります。

さらに、市内認知症高齢者数は3,844人と推計されており、平成31（2019）年末現在から約186人増加しています。認知症は誰もがかかる可能性のある身近な病気です。認知症の対応に当たっては、本人主体の医療・介護等の徹底とともに、発症予防の推進、早期診断・早期対応のための体制整備が重要です。併せて、認知症等で判断能力が低下しても、本人らしく安心して暮らすことのできる権利擁護支援の充実が望まれます。

障がい者施策を実施するに当たっては、障害者基本計画（第5次）に基づき、全ての障がい者が、障がい者でない者と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会、障がい者の地域生活への移行を促進するための基盤整備を進め、地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択する機会及び情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の適

第2節 重点事業群

切な確保・拡大を図ることを旨として実施する必要があります。

第二次再犯防止推進計画では、市は、出所（院）者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るため、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努めると共に、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されています。

人生100年時代、及び生産年齢の人口減少の社会を迎え、「地域を支えるのは若い世代であり、高齢者は支えられる世代である」という固定観念を払拭し、「全世代で地域社会を支え、また、地域社会は全世代を支える」との考え方に転換し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、喜びや悲しみを分かち合い、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現が必要となっています。

従来地域づくりの中心的な役割を果たしてきた町会・自治会の加入率が減少し、高齢者の居場所となっていた老人クラブの会員数が減少しております。

狛江市地域福祉計画等の策定等に係る市民意識調査（以下「市民意識調査」といいます。）では、7割以上の市民が新型コロナウイルスの影響で、人と直接会ってコミュニケーションをとることが減っており、半数以上の市民が普段の近所付き合いは、会えば挨拶する程度又はほとんどないのが現状です。

他方で、7割以上の市民が住民同士の支え合い、助け合いの関係が必要であり、2割以上の市民が自らお世話役として地域づくりに参加したいと考えられております。また、半数近くの市民、特に20歳代の6割以上の市民が地域活動・ボランティア活動等にできるだけ、又は機会があれば取り組みたいと考えられております。このことから多くの市民が市民同士支え合うことは大切であり、自らも参加してみたいと思っているものの、支え合う枠組みが十分ではなく、参加し、活動する機会がないものと推測されます。市民が住民同士の支え合い、助け合いの関係を構築するための新たな枠組みが望まれています。

このような現状と課題を踏まえ、狛江らしい地域共生社会を実現するためには、全ての人々を孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う「社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）」の理念のもと、誰一人取り残さない地域社会を目指し、次のような視点から課題を抽出し、重点事業群を設定します。

No.	重点事業群設定の視点	説明
①	本人の自己決定権の尊重	全ての市民が基本的人権を享有する個人としてその意思が重んじられ、その人らしい生活が保障されることが重要です。

No.	重点事業群設定の視点	説明
②	予防と早期発見・早期支援	孤独・孤立、認知症、介護等は予防の視点が重要であるとともに、それぞれの生活課題が生じた場合においても、アウトリーチ支援、伴走型支援、デジタル技術を積極的に活用した支援等により、それぞれの生活課題を抱える市民と早期につながり、早期に支援することが重要です。
③	一人ひとりに寄り添う支援	いわゆる「8050世帯」に係る問題など複雑化・複合化した生活課題や、地域から排除されやすい人々への対応など制度の狭間の地域住民の支援ニーズに対応するためには、地域での活動の担い手が、制度・分野の縦割りを超えて、従来の枠組みにとらわれず、支援ニーズを有する市民を中心に置き、地域全体に開かれた形で連携する体制の整備が重要です。また、体制を整備するためには、担い手の育成・確保も重要です。
④	つながりの創出	社会福祉法人や協同組合、医療機関、企業・事業者、NPOやボランティア団体など多様な主体の参画の下、市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じて、地域社会の担い手として関わることでできる枠組み（プラットフォーム）や、新たな居場所づくりを進め、全ての市民が地域社会を構成する一員としてあらゆる分野の地域の活動に参加し、つながる機会を創出することが重要です。

第3節 施策一覧

本節では、第1節の施策体系に従い、施策ごとに下表のとおり施策、現状・課題、視点、重点事業群等を掲げることにより、施策の総合的な展開を推進します。

基本目標1：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援

施策 No.	施策	関連頁
1-1	在所（院）者、出所（院）者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。	15
現状・課題		
・福祉総合相談窓口を設置し、切れ目のない相談支援をしています。（事業の実施状況） ・在所（院）者、出所（院）者等及び再犯防止関係団体への福祉総合相談窓口の周知が必要です。（再犯防止関連団体調査より）		
視点（※）		重点事業群
①本人の自己決定権の尊重 ③一人ひとりに寄り添う支援		効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進

※視点…第2節の重点事業群設定の視点のことで。

施策 No.	施策	関連頁
1-2	出所（院）者等、その家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。	15
現状・課題		
・在所（院）者、出所（院）者等で福祉的課題を抱える者で相談窓口に行くことができないものや行きたくないもの、相談窓口を知らないもの、制度の枠組みに入れないものの支援が必要なもの等へのアウトリーチ支援、伴走型支援が求められています。（「再犯防止関連団体調査結果」より）		
視点		重点事業群
②予防と早期発見・早期支援 ③一人ひとりに寄り添う支援		・在所（院）、勾留中からの出所（院）者等を支える関係者・機関・団体（以下「支援関係者等」といいます。）の情報共有、支援準備等の連携体制の構築 ・市職員、市内福祉関係者への再犯防止に係る研修等による相談支援機能の強化

基本目標 2：「つながり」を実感できる地域づくり

施策 No.	施策	関連頁
2-1	市民への更生保護団体及び「社会を明るくする運動」、「再犯防止啓発月間」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。	15
現状・課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・市は、国、民間協力者と連携して、再犯防止啓発月間や“社会を明るくする運動”強調月間を中心として、広く国民が犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業を推進する必要があります。（第二次再犯防止推進計画より） ・「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」を聞いたことがあるか伺ったところ、50%以上の方が「両方とも聞いたことがない」と回答しています。（「市民一般調査結果」より） ・保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在です。また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会や BBS 会等の更生保護ボランティアは、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行っています。（第二次再犯防止推進計画より） ・更生保護団体の市民への周知度は保護司が 55.5%、更生保護女性会が 6.6%、協力雇用主が 12.4%、BBS 会が 1.6%となっております。（「市民一般調査調査結果」より） 		
視点	重点事業群	
③一人ひとりに寄り添う支援	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護団体の周知の推進 ・「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」などを通じた再犯防止に関する取組の周知・啓発活動の実施 	

第3節 施策一覧

施策 No.	施策	関連頁
2-2	市民への出所（院）者等・非行をした少年の理解を推進します。	15
現状・課題		
<p>・犯罪をした人の立ち直りに協力したいと「どちらかといえば思わない」と回答された方及び「思わない」と回答された方を合わせると半数近くになります。「思わない」理由として51.5%の方が「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」、47.2%の方が「犯罪をした人と、どのように接すればよいか分からないから」、42.2%の方が「犯罪をした人と、関わりを持ちたくないから」という理由を挙げられています。（「市民一般調査結果」より）</p>		
視点	重点事業群	
④つながりの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と愛光女子学園の在院者との交流機会創出支援 ・ 市民への出所（院）者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進 ・ 市民への愛光女子学園の周知への協力 	

基本目標3：社会参加を進めるシステムづくり

施策 No.	施策	関連頁
3-1	出所（院）者等の就労支援体制の構築を推進します。	15
現状・課題		
<p>・保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないことなどの課題に対応するため、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練・刑務作業の実施等を更に充実させる必要があります。（第二次再犯防止推進計画より）</p> <p>・市内の協力雇用主は6社で、実際に雇用の実績がある雇用主が3社となっており、協力雇用主の職種には偏りがあります。（国の事業の実施状況より）</p> <p>・生活保護制度・生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援及び就労準備支援を行っています。（市の事業の実施状況より）</p> <p>・再犯防止のために必要なことを市民に伺ったところ、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」ことと回答した方の割合が57.8%となっています。（「市民一般調査結果」より）</p>		
視点		重点事業群
<p>③一人ひとりに寄り添う支援 ④つながりの創出</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者向け協力雇用主や受刑者等採用相談窓口ネットワーク（矯正就労支援情報センター）の周知の支援 ・市内に帰住予定の出所（院）者等の支援関係者等と連携した就労支援の推進 ・ハローワークと連携した出所（院）者等にニーズに合った就労情報の提供支援の推進

第3節 施策一覧

施策 No.	施策	関連頁
3-2	出所（院）者等が地域社会の一員として関われる環境整備を推進します。	15
現状・課題		
<p>・出所（院）者等が地域社会の一員として関わることで居場所の確保が求められています。（再犯防止関連団体調査より）</p> <p>・出所（院）者等があえて「出所者カフェ」のようなところに赴く可能性は少ないため、出所（院）者等が地域住民と緩やかなつながりができるような居場所づくりや地域での活動の支援が必要です。（委員へのヒアリング結果より）</p>		
視点		重点事業群
③一人ひとりに寄り添う支援		<ul style="list-style-type: none"> ・出所（院）者等が地域住民と緩やかにつながる地域での居場所づくりの推進や地域での活動に向けた環境の構築の推進

施策 No.	施策	関連頁
3-3	出所（院）者等の修学支援の体制の構築を推進します。	
現状・課題		
<p>・少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題に対応するため、少年院出院後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化していく必要があります。（第二次再犯防止推進計画より）</p> <p>・保護者、付添人、家庭裁判所等が行っている少年鑑別所在者等の復学、就学にかかる支援調整への協力を求められています。（再犯防止関連団体調査より）</p>		
視点		重点事業群
<ul style="list-style-type: none"> ①本人の自己決定権の尊重 ③一人ひとりに寄り添う支援 		<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育を修了していない出所（院）者等の修学支援

施策 No.	施策	関連頁
3-4	児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。	15
現状・課題		
<p>・非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要があります。（第二次再犯防止推進計画より）</p>		
視点		重点事業群
③予防と早期発見・早期支援		<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の非行や問題行動の未然防止及び早期対応の推進 ・児童生徒に対する非行防止に係る啓発活動の推進

基本目標 4：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

施策 No.	施策	関連頁
4-1	新たな保護司候補者を確保し、保護司等が出所（院）者等への支援等を円滑に行える支援体制の強化を推進します。	15
現状・課題		
<p>・保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいます。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されています。こうした課題に対応し、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要があります。（第二次再犯防止推進計画より）</p> <p>・粕江分区の保護司の充足率は90%、平均年齢は63歳となっています。（事業の実施状況より）</p> <p>・法務省は、保護司活動に関する事務の多くをオンライン上で実施できる体制の構築を目指し、保護司専用ホームページ“H@（はあと）”の機能拡充を図るとともに、保護司が使用するタブレット端末等を整備するなど、保護司活動の一層のデジタル化を図ることを推進しています。（第二次再犯防止推進計画より）</p> <p>・保護司が自宅以外で面接できる場の確保が求められています。（保護司へのヒアリング結果より）</p>		
視点	重点事業群	
④つながりの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司の自宅以外の活動場所の確保、保護司活動の一層のデジタル化の推進等の保護司活動の基盤整備の推進 ・保護司活動の支障となる要因の軽減の検討 ・幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進 	

施策 No.	施策	関連頁
4-2	住居の確保が困難な出所（院）者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制を推進します。	15
現状・課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかなように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の1つです。（第二次再犯防止推進計画より） ・満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるため、国では地域社会での定住先の確保を円滑に進めるための支援の充実、更生保護施設退所後の本人への訪問等による専門的・継続的な支援の拡大等の取組を進めていく必要があるものとしてしています。（第二次再犯防止推進計画より） ・再犯防止のために必要なことを市民に伺ったところ、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」とことと回答した方の割合が57.8%となっています。（「市民一般調査結果」より） ・不動産仲介事業者、家主が出所（院）者に安心して賃貸物件を貸すことのできるようなサービスの提供が求められています。（再犯防止関連団体調査結果より） ・刑余者の場合、退去時の敷金等のトラブル、希望に叶う物件探しが困難、ルール違反への不安を理由として民間賃貸住宅への入居を断られています。（狛江市内民間賃貸住宅に対するアンケート調査結果より） 		
視点		重点事業群
<ul style="list-style-type: none"> ③一人ひとりに寄り添う支援 ④つながりの創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立準備ホームや一時的な宿泊場所の紹介の推進 ・居住支援協議会による相談支援機能の強化 ・出所（院）者等への見守り等の支援体制の強化 	

施策 No.	施策	関連頁
4-3	出所（院）者等の出所（院）の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制を推進します。	15
現状・課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。（第二次再犯防止推進計画より） ・調布警察署管内の犯行時の年齢別検挙率について、罪種別で窃盗犯は、高齢者（65歳以上）が平成30年以降、30%を超えています。（統計資料より） ・矯正施設から矯正施設での支援者会議への参加等が求められています。（事業の実施状況より） ・出所（院）際、生活保護、介護認定、成年後見等の福祉サービスの利用支援が求められています。（再犯防止関連団体調査結果より） 		
視点		重点事業群
<ul style="list-style-type: none"> ③一人ひとりに寄り添う支援 ④つながりの創出 		<ul style="list-style-type: none"> ・出所（院）者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進 ・支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービス提供に向けた事前準備の推進

施策 No.	施策	関連頁
4-4	依存症等の出所（院）者等が出所（院）等の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援体制の構築を推進します。	16
現状・課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、いまだ十分とはいえない状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移しています。大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大しています。これらの課題に対応するため、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していく必要があります。（第二次再犯防止推進計画より） ・矯正施設から市職員、市内支援関係者等の矯正施設の支援者会議への参加等が求められています。（再犯防止関連団体調査結果より） ・出所（院）者等の帰住後に市職員、市内支援関係者等で出所（院）者等の支援に係る連携を図るためのケース会議の開催が求められています。（再犯防止関連団体調査結果より） 		
視点		重点事業群
④つながりの創出		<ul style="list-style-type: none"> ・依存症等の出所（院）者等のニーズの把握、ニーズを踏まえた支援体制の構築の推進

第3節 施策一覧

施策 No.	施策	関連頁
4-5	出所（院）者等の家族への支援に向けた体制構築を推進します。	15
現状・課題		
・依存症等の出所（院）者等、障がいのある出所（院）者等の家族への支援が求められています。 （再犯防止関連団体調査より）		
視点	重点事業群	
③一人ひとりに寄り添う支援	・家族のニーズを踏まえた相談支援機関の情報提供、依存症、障がい等に関する知識習得・理解促進の機会の創出の推進	

基本目標5：多機関で協働して支援に当たる体制の構築

施策 No.	施策	関連頁
5-1	再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。	16
現状・課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・法務省は、研修等を通じ、地方公共団体や民間協力者等との知見の共有や相互の情報交換等を行うことで、再犯の防止等に関わる専門人材や理解者の育成を図る。また、相互理解の促進や連携強化のため、地方公共団体等との人事交流の積極化を図るものとされています。(第二次再犯防止推進計画より) ・福祉総合相談窓口では触法高齢者や依存症の状態にある方又はしへきのある方への相談支援を行っています。(事業の実施状況より) ・職員・市内福祉関係機関・支援者向けの依存症について理解を深める職員研修を求められています。(再犯防止関連団体調査結果より) 		
視点		重点事業群
<ul style="list-style-type: none"> ①本人の自己決定権の尊重 ④つながりの創出 		<ul style="list-style-type: none"> ・刑事司法機関等と連携した市職員・学校関係者・市内支援関係者等向け研修・近隣矯正施設見学会等の推進

施策 No.	施策	関連頁
5-2	在所（院）者等の出所（院）等に向けて矯正施設との連携体制の構築を推進します。	16
現状・課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設から市職員、市内支援関係者等の矯正施設の支援者会議への参加等が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より) ・出所（院）者等の帰住後に市職員、市内支援関係者等で出所（院）者等の支援に係る連携を図るためのケース会議の開催が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より) 		
視点		重点事業群
<ul style="list-style-type: none"> ④つながりの創出 		<ul style="list-style-type: none"> ・出所（院）者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進 ・市職員、市内支援関係者等による連携の推進

第3節 施策一覧

施策 No.	施策	関連頁
5-3	出所（院）者等の出所（院）等の前後に多機関で協働した支援を推進します。	16
現状・課題		
<p>・再犯防止関連団体では、連携・調整がとれず、社会復帰が困難となった事例が報告されており、出所（院）者等の支援に向けて多機関で連携した取組が求められています。（再犯防止関連団体調査結果より）</p> <p>・出所（院）等の再犯防止に向けて、生活保護担当者以外に保健師、障がい者福祉担当など複数の分野による行政内の連携、行政だけでなくインフォーマルな関係も含めた連携等、多様な連携が求められています。（再犯防止関連団体調査結果より）</p>		
視点	重点事業群	
④つながりの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関とケースに応じた柔軟な居住確保に向けた連携を強化できる仕組みづくりの推進 ・ 重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用した市職員、市内支援関係者等間の連携強化の推進 	

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

この計画で掲げた基本理念を実現するため、市、市民及び事業者は、それぞれの役割及び責務を連携、協働して果たし、地域共生社会の実現に努めなければなりません。

1 市の責務

(1) 計画の定期的な分析及び評価・見直し

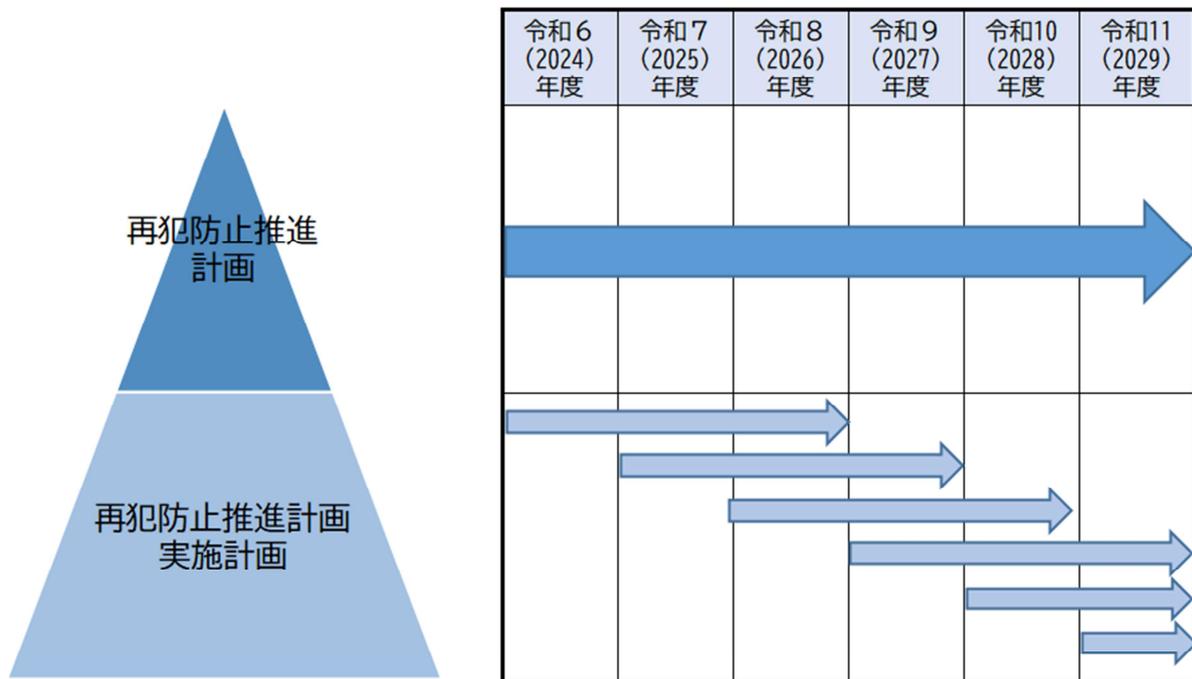
市は、条例第5条第4項及び第5項の規定により、この計画について定期的に分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、この計画を変更しなければなりません。

(2) 実施計画の策定

この計画を実効性のあるものとするため、市では、施策に係る事業のうち重点事業群に該当し、本計画期間内に施策の実現に向けて重点を置く事業等を定める狛江市再犯防止推進計画実施計画（以下「実施計画」といいます。）を定めます。

実施計画の計画期間は3年間とし、ローリング方式（※）により毎年度見直します。

※ローリング方式…毎年環境変化を考慮して計画を見直し、必要な改訂を行う方法をいいます。



2 市民の役割

市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら又は相互に協力して、積極的に福祉のまちづくりに取り組むことが大切です。共に助け支え合い、連携を強め、地域における福祉活動等に積極的な参加をお願いします。

3 事業者の役割

事業者（社会福祉協議会等の民間福祉団体及び町会・自治会等地縁による団体を含みます。以下同じです。）は、自ら進んで地域における福祉活動等を行い、市及び市民と連携し、福祉のまちづくりの推進に貢献していただくようお願いします。

第2節 評価体制

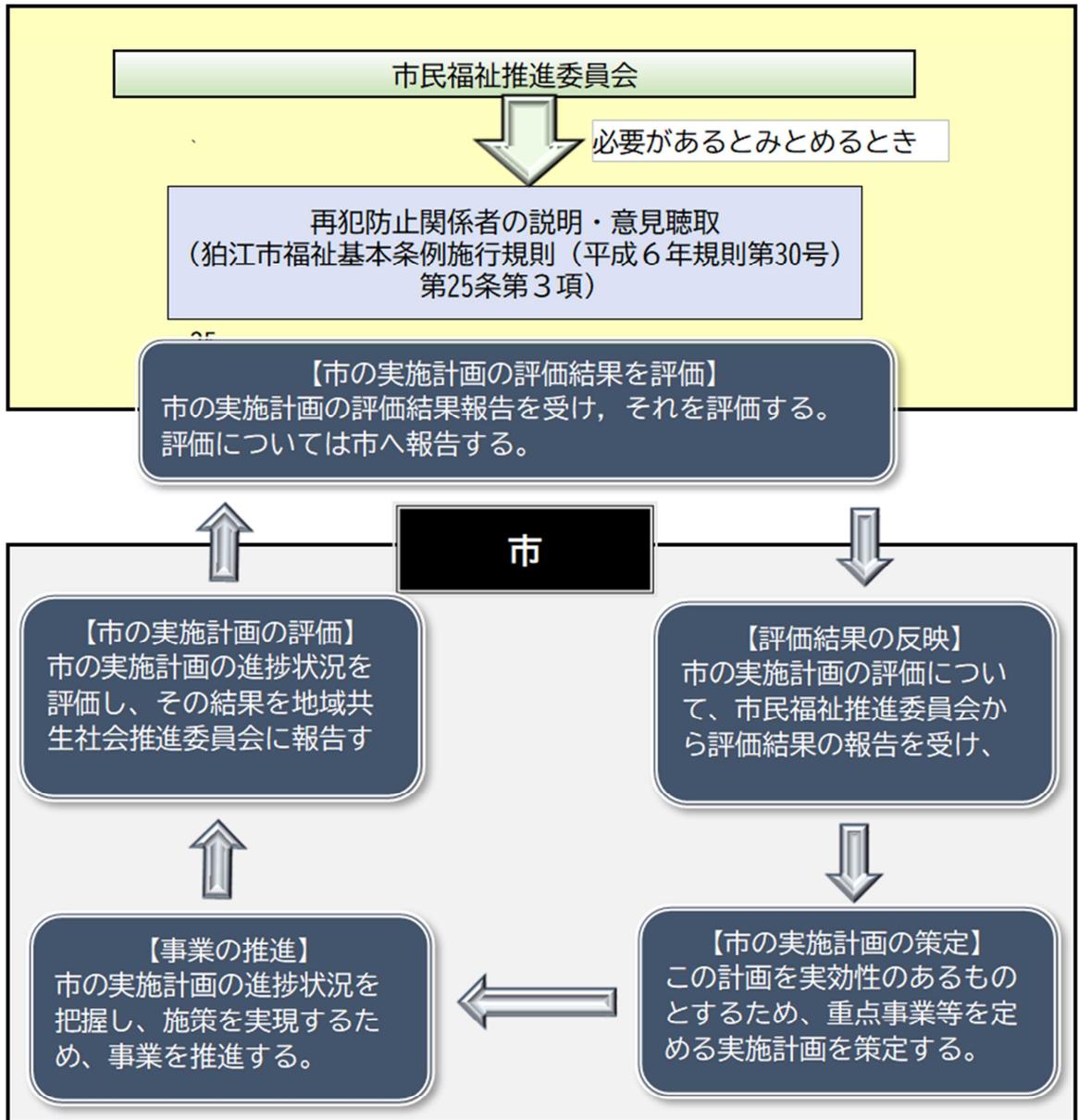
1 この計画及び実施計画の評価

(1) 狛江市地域共生社会推進会議による進捗状況の管理

この計画及び実施計画を推進するため、狛江市地域共生社会推進会議の設置及び運営に関する要綱（令和元年要綱第72号）第1条の規定により設置された狛江市地域共生社会推進会議において、実施計画に掲げる重点事業について、その進捗状況を把握し、内部評価を行い、評価の結果見直しが必要と認められる場合には、必要に応じて事業を見直し、重点事業に係る施策が実現できるよう、事業を進めてまいります。また、評価結果は、市民福祉推進委員会に報告します。

(2) 市民福祉推進委員会による進捗状況の管理

市は、実施計画の評価結果を市民福祉推進委員会に報告し、実施計画の評価結果を踏まえて、市の実施結果の評価結果を評価することにより、この計画の進捗を確認・評価し、市に報告します。



資料

第1節 現状の整理

1 国・東京都の動向から見る現状

(1) 国の動向

今後の課題（再犯防止推進計画等検討会）	
1	個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識を涵養した上で、それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要があること。
2	支援を必要とする者が支援にアクセスできるよう、支援を必要とする者のアクセシビリティ（アクセスの容易性）を高めていく必要があること。
3	支援へのアクセス自体が困難な者が存在するため、訪問支援等のアウトリーチ型支援を実施していく必要があること。
4	地方公共団体における再犯の防止等に向けた取組をより一層推進するため、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要があること。

基本的な方向性（再犯防止推進計画等検討会）	
1	犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重しそれぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
2	就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
3	国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

基本理念（法第3条）	
1	犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。
2	犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な

第1節 現状の整理

	社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
3	犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
4	犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

基本方針（第一次・第二次計画）

1	犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
2	犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
3	再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
4	再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
5	国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

基本方針（第一次・第二次計画）	
1	特性に応じた指導及び支援等（第 11 条）
2	就労の支援（第 12 条）
3	非行少年等に対する支援（第 13 条）
4	就業の機会の確保等（第 14 条）
5	住居の確保等（第 15 条）
6	更生保護施設に対する援助（第 16 条）
7	保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第 17 条）
8	関係機関における体制の整備等（第 18 条）
9	再犯防止関係施設の整備（第 19 条）
10	情報の共有、検証、調査研究の推進等（第 20 条）
11	社会内における適切な指導及び支援（第 21 条）
12	国民の理解の増進及び表彰（第 22 条）
13	民間の団体等に対する援助（第 23 条）
14	地方公共団体の施策

（2）東京都の動向

基本的考え方	
<p>再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）の趣旨やソーシャル・インクルージョンの考え方も踏まえ、犯罪をした者等であって、東京都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進することで、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行う。</p>	

基本方針（重点課題）	
1	就労・住居の確保等
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等
3	非行の防止・学校と連携した修学支援等
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
5	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

計画期間	
令和元年度から令和 5 年度末までの 5 年間	

具体的な取組ごとの現状
1. 就労・住居の確保等のための取組
(1) 就労の確保等
ア 刑務所出所者等の就労確保のための国の施策
①矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」
②保護観察所が民間の就労支援事業者に委託して実施している「更生保護就労支援事業」
イ 東京における保護観察終了者に占める無職者率はなお21.3%（令和4年。法務省提供資料による。）に及ぶ。
ウ 都内の協力雇用主（前科等の事情を承知で刑務所出所者等を雇用し、その自立に協力する事業主）
①令和3年10月1日現在で1,272社（東京保護観察所資料による。）が登録されている。
②同日現在で実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主は189社（東京保護観察所資料による。）にとどまる。
(2) 住居の確保等
ア 刑務所等からの満期出所者の4割以上（全国で3,381人（令和元年。法務省「矯正統計年報」））が適当な住居が確保されないまま出所しており、これらの者は出所後比較的短期間のうちに再犯に至っている。
イ 帰るべき住居のない刑務所出所者等の主要な受け皿となる民間の更生保護施設は、都内に19施設があり、出所者等を新たに受け入れている（令和3年、東京保護観察所調べ）。
ウ 保護施設以外の多様な受入先として、保護観察所においては、NPO法人等が運営する生活困窮者向けの宿泊施設等を「自立準備ホーム」として登録し、刑務所出所者等の一時的な宿泊場所として保護を委託している。
エ 身元保証人がいないなどの事情でアパート等への入居が困難である場合が多い。
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
(1) 高齢者又は障害のある者等への支援等
ア 刑法犯の検挙人員総数が減少するなか、65歳以上の高齢者の検挙人員は横ばいで推移しており、年齢層別で見ると、近年最も多くなっています。（法務省「令和4年版犯罪白書」p.213）
イ 刑務所等から出所した者が出所後2年以内に再入所する割合についても、高齢者が非高齢者に比べて高く、その中には極めて短期間で再入所も多くなっています。（法務省「令和4年版犯罪白書」p.252）
ウ 高齢者の刑法犯検挙人員の7割は窃盗で占められ、その多くは万引きであり、特に女性高齢者については、7割以上が万引きにより検挙されています（法務省「令和4年版犯罪白書」p.214）。
エ 矯正施設に収容されている者のうち、帰るべき適当な住居がなく、また出所後直ちに福祉サービスにつなげる必要があるものについては、「地域生活定着促進事業」による特別調整（出口支援）が実施している。
(2) 薬物依存を有する者への支援等

ア 全国での覚せい剤取締法違反による検挙人員は年間 7,970 人（令和 3 年）p170。また、近年、同一罪名再犯者率は令和 3 年を除き上昇傾向にあり、令和 3 年は 68.1%となっている（法務省「令和 4 年版犯罪白書」p. 242）。
イ 薬物事犯者の多くは、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症者である場合もある。
ウ 刑の一部執行猶予制度の導入（平成 28 年 6 月施行）により、刑事施設内だけでなく、地域社会の中で薬物依存からの回復に努める人の増加が見込まれている。
エ 仮釈放後に薬物関連の犯罪により再び刑事施設に収容された者の約 7 割が、薬物に関する悩みを正直に話せる身近な相談先があれば再犯しなかった可能性があるという回答しています（平成 28 年度法務省調べ）。
オ 薬物依存からの回復には長い期間を要する。
3. 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
(1) 非行の防止・学校と連携した修学支援等
ア 全国の高等学校進学率は 98.8%だが、少年院入院者の 25.3%が中学校卒業後、高等学校に進学していない。（令和 2 年文科省資料）
イ 非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の 40.9%が高等学校を中退している状況にある。（令和 2 年文科省資料）
ウ 高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、国においては、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS 会等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきた。
4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組
(1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
ア 国においては、性犯罪者、暴力団関係者等、少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導・支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導・支援等の実施を図っている。
イ 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化や、弁護人が社会福祉士などの協力を得て作成する更生支援計画などの情報の適切な活用など、適切なアセスメントを実施していくこととしている。
5. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組
(1) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
ア 都内の各地域においては、犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS 会等の更生保護ボランティアや、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの方々が、安全・安心なまちづくりや再犯防止のために地道に活動している。
イ 都内の更生保護施設や保護司会等の一部では、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動を行っている例もある。

第1節 現状の整理

6. 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組

(1) 再犯防止のための連携体制の整備等

- ア 犯罪をした者等の中には、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関による指導・支援等を受け終わった後においても、その社会復帰を促進し再犯を防止するため、地域において継続的な支援を受けることが必要な者がいる。

2 統計から見る現状

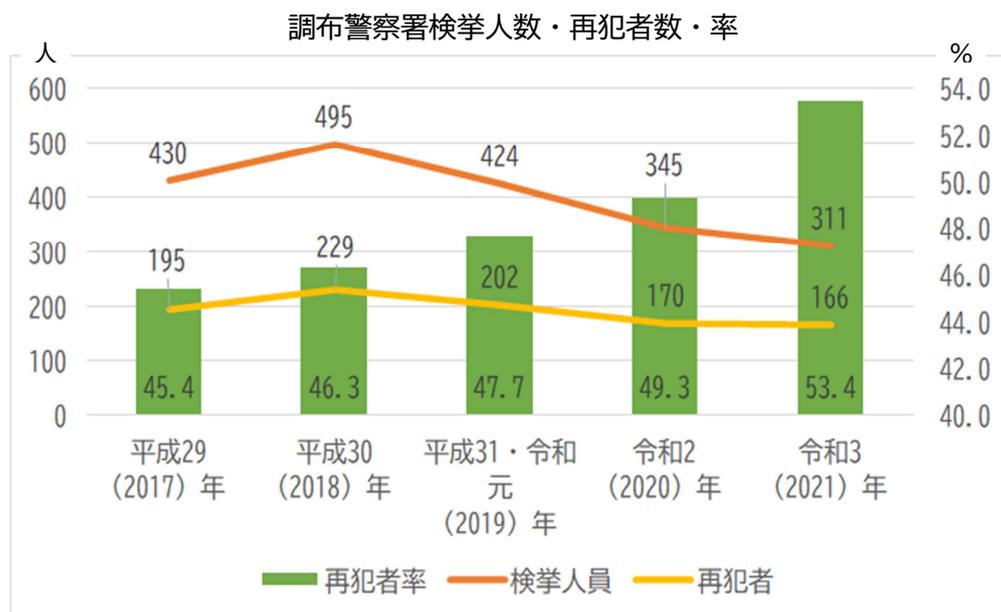
(1) 検挙人数・再犯者数・率

ア 検挙人数・再犯者数・率（調布警察署）

(ア) 検挙人数は、平成 29（2017）年から減少傾向です。

(イ) 再犯者数も、平成 29（2017）年から減少傾向です。

(ウ) 再犯者率は、平成 29（2017）年から増加傾向です。



【出典】警察署別 犯罪統計データより

※検挙人員は、少年を除きます（以下同じです）。

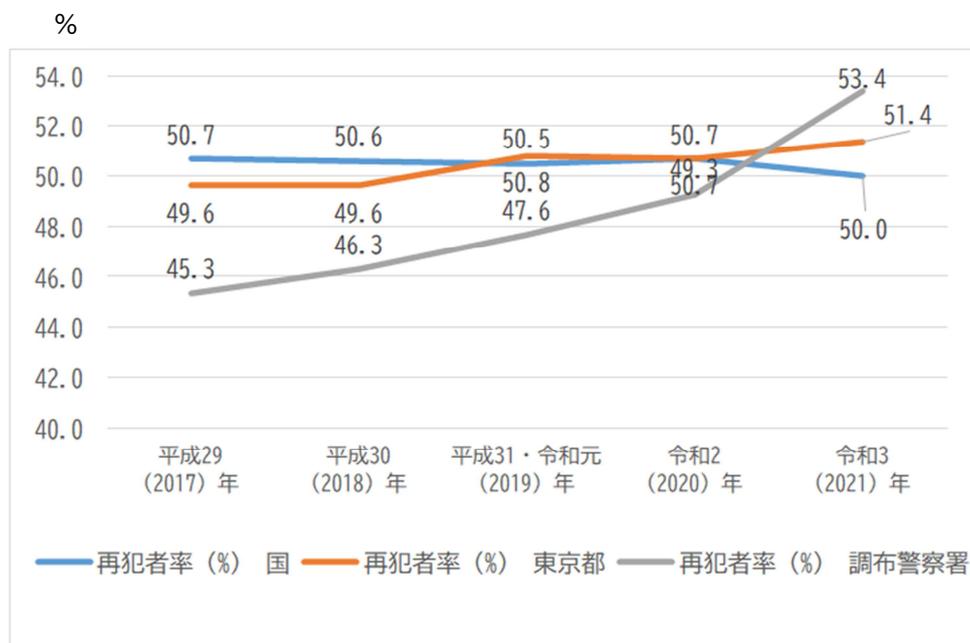
※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいいます。

第1節 現状の整理

イ 国・東京都・調布警察署の再犯者率

再犯者率は、国・東京都に比べ、令和2年までは低かったですが、令和3年は高くなりました。

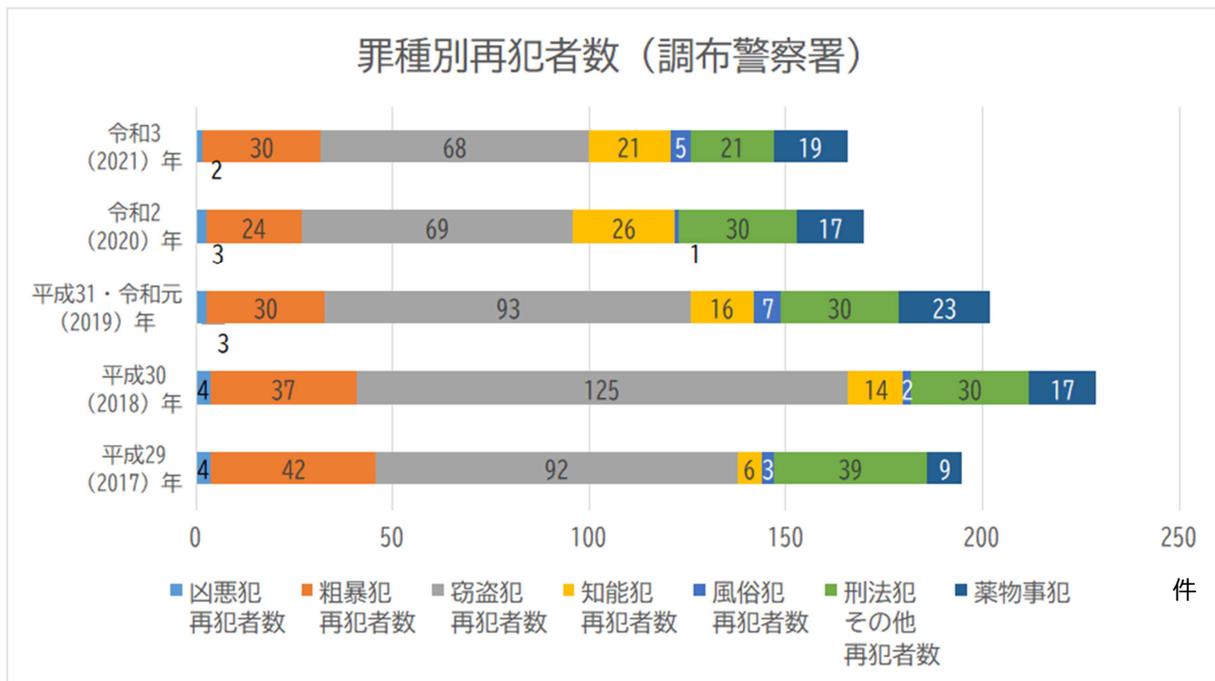
国・東京都・調布警察署の再犯者率の比較



年	検挙者数 (人)			再犯者数 (人)			再犯者率 (%)		
	国	東京都	調布警察署	国	東京都	調布警察署	国	東京都	調布警察署
平成29 (2017) 年	187,702	25,258	430	95,028	12,526	195	50.7	49.6	45.3
平成30 (2018) 年	182,124	25,389	495	92,023	12,573	229	50.6	49.6	46.3
平成31・令和元 (2019) 年	172,197	22,285	424	86,952	11,320	202	50.5	50.8	47.6
令和2 (2020) 年	164,678	20,943	345	83,384	10,618	170	50.7	50.7	49.3
令和3 (2021) 年	159,692	19,086	311	79,809	9,809	166	50.0	51.4	53.4

ウ 罪種別再犯者数（調布警察署）

知能犯・薬物事犯の再犯者率は増加傾向です。



年	凶悪犯再犯者数	粗暴犯再犯者数	窃盗犯再犯者数	知能犯再犯者数	風俗犯再犯者数	刑法犯その他再犯者数	薬物事犯	総数
平成29 (2017) 年	4	42	92	6	3	39	9	195
平成30 (2018) 年	4	37	125	14	2	30	17	229
平成31・令和元 (2019) 年	3	30	93	16	7	30	23	202
令和2 (2020) 年	3	24	69	26	1	30	17	170
令和3 (2021) 年	2	30	68	21	5	21	19	166

【出典】警察署別 犯罪統計データより

第1節 現状の整理

エ 犯行時の年齢別検挙率（調布警察署）

（ア）窃盗犯は、高齢者（65歳以上）が平成30年以降、30%を超えています。

（イ）知能犯は、若者（20～39歳）が令和元年以降、70%を超えています。

（ウ）薬物事犯は、20歳代で急増している。特に大麻取締法違反が増加しています。

(n・人)		(%)					
年	検挙人員	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
平成29年	414	32	20	15	12	5	16
平成30年	468	28	17	17	14	4	20
令和元年	395	30	17	15	11	5	22
令和2年	322	33	20	14	12	3	18
令和3年	280	26	17	16	13	5	23

(n・人)		(%)					
年	検挙人員 (窃盗犯)	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
平成29年	181	24	18	9	13	7	29
平成30年	236	25	12	12	14	4	33
令和元年	186	23	12	10	12	6	37
令和2年	125	26	16	11	12	4	31
令和3年	129	20	14	9	15	5	37

(n・人)		(%)					
年	検挙人員 (知能犯)	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
平成29年	14	22	29	21	21	0	7
平成30年	27	34	26	23	7	7	3
令和元年	32	63	18	7	6	6	0
令和2年	38	50	27	11	5	5	2
令和3年	33	46	21	12	12	6	3

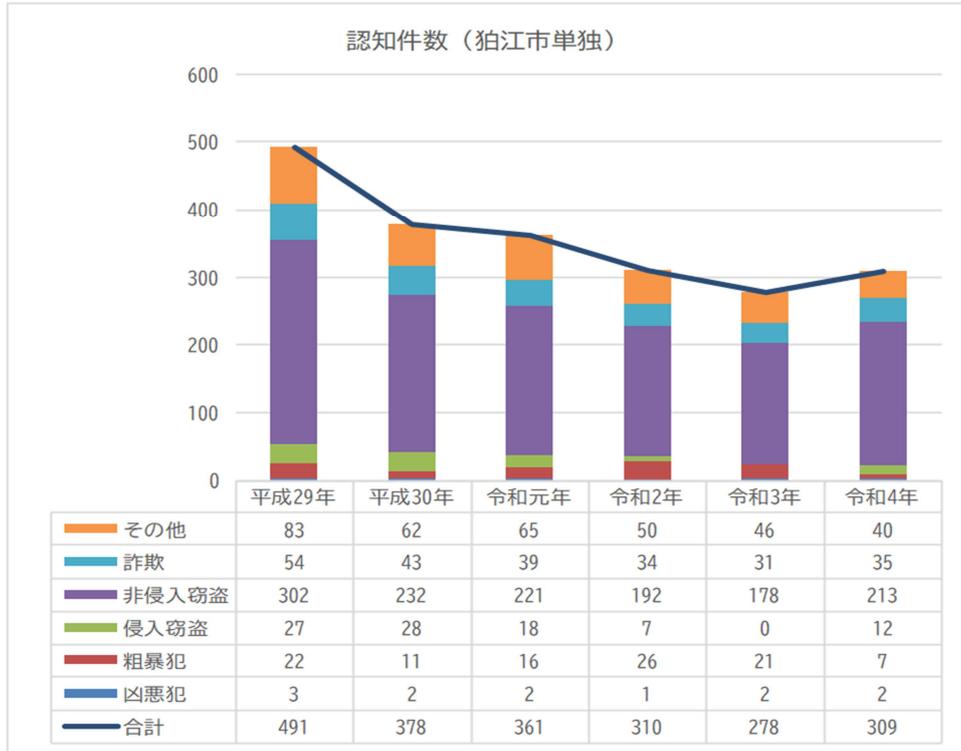
(n・人)		(%)					
年	検挙人員 (薬物事犯)	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
平成29年	16	19	25	44	12	0	0
平成30年	27	34	23	29	14	0	0
令和元年	29	35	10	28	24	3	0
令和2年	23	52	17	18	13	0	0
令和3年	31	49	3	23	25	0	0

【出典】警察署別 犯罪統計データより

(2) 認知件数の推移

認知件数（警察において発生を認知した事件の数）は減少傾向にあり、令和4年は309件、平成29年比で37.1%減少しています。もっとも、令和4年は令和3年より件数が増加しており、罪種別では窃盗、詐欺が増加しています。

罪種別では窃盗、詐欺の順に、窃盗の手口別では自転車盗、万引きの順に多くなっております。



令和4年在種別認知件数の詳細

凶悪犯			粗暴犯							侵入窃盗									
凶悪犯計	強盗	その他	粗暴犯計	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝	侵入窃盗計	金庫破り	学校荒し	事務所荒し	出店荒し	空き巣	忍込み	居空き	その他		
	2	1			1	7	0	4		2	1	0	12	0	0	0	2	4	0
非侵入窃盗										その他									
非侵入窃盗計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	自販機ねらい	工事場ねらい	すり	ひったくり	置引き	万引き	その他	その他計	詐欺	占有離脱物横領	その他知能犯	賭博	その他刑法犯		
	213	0	7	105	6	1	2	2	1	2	22		65	75	35	5	0	0	35

資料：警視庁「区市町村の町丁別罪種別及び手口別認知件数」

第1節 現状の整理

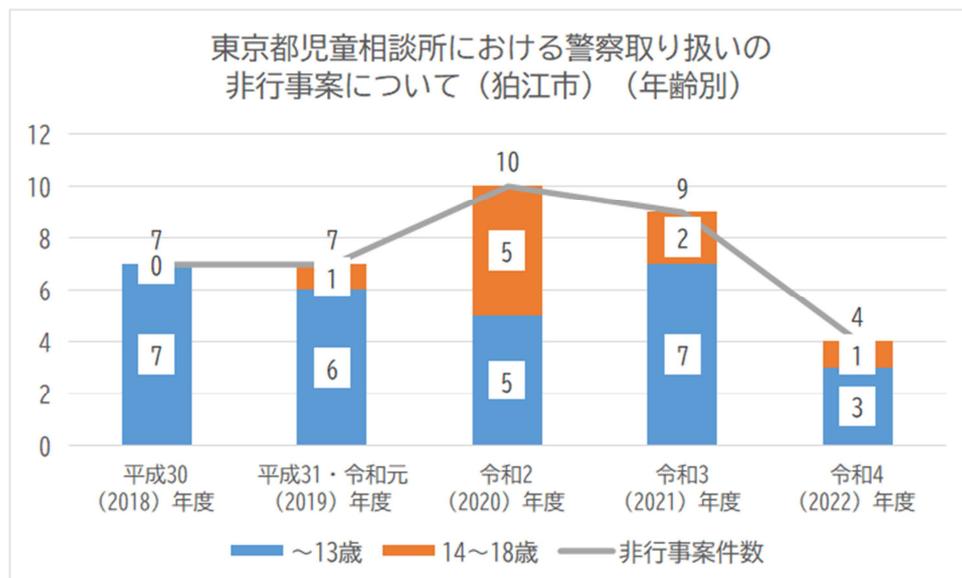
(3) 東京都児童相談所における警察取り扱いの非行事案について

非行事案の件数としては、年間4件から10件までの件数で推移しています。

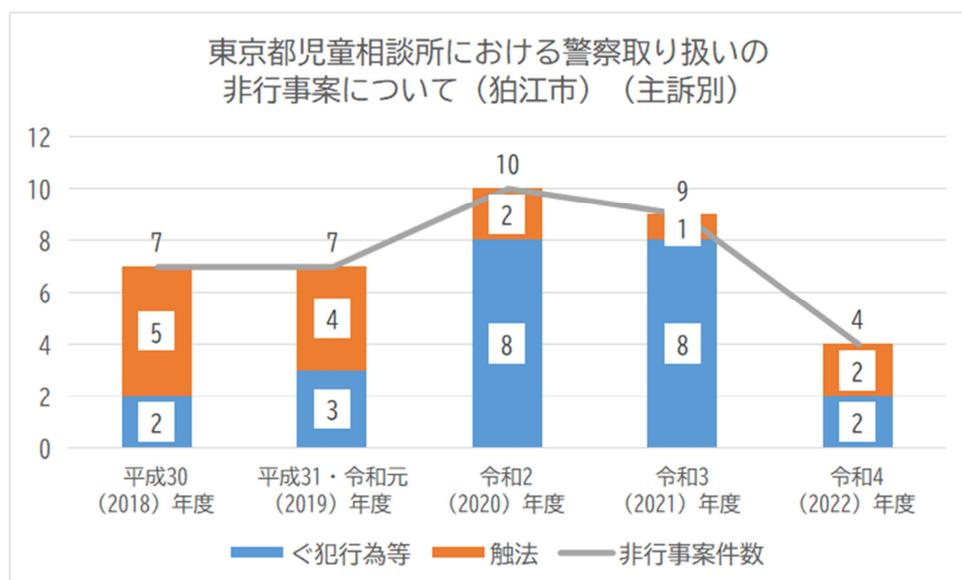
年齢別では、刑事責任年齢（満14歳）未満の非行事案が多くなっています。

通告では書類通告の件数が多くなっています。

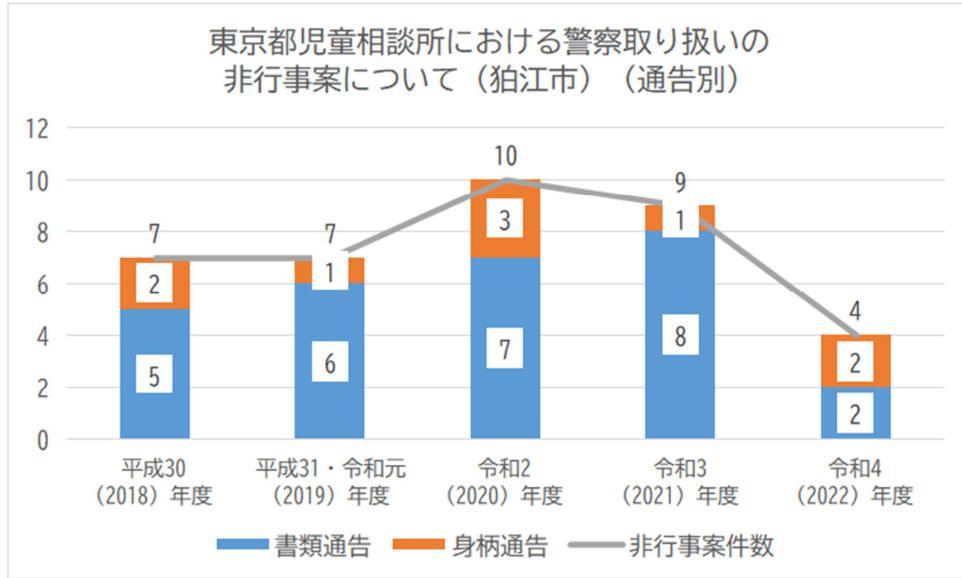
通告理由としては、粗暴・盗みは常に非行事案としてあり、多摩児童相談所に移管後は、その他の事案が増加しています。その他としては、深夜徘徊、無免許運転、喫煙、不法侵入のほか、複数の非行内容が重複した案件もあります。



※平成31（2019）年度までは世田谷児童相談所、令和2（2020）年度からは多摩児童相談所の実績



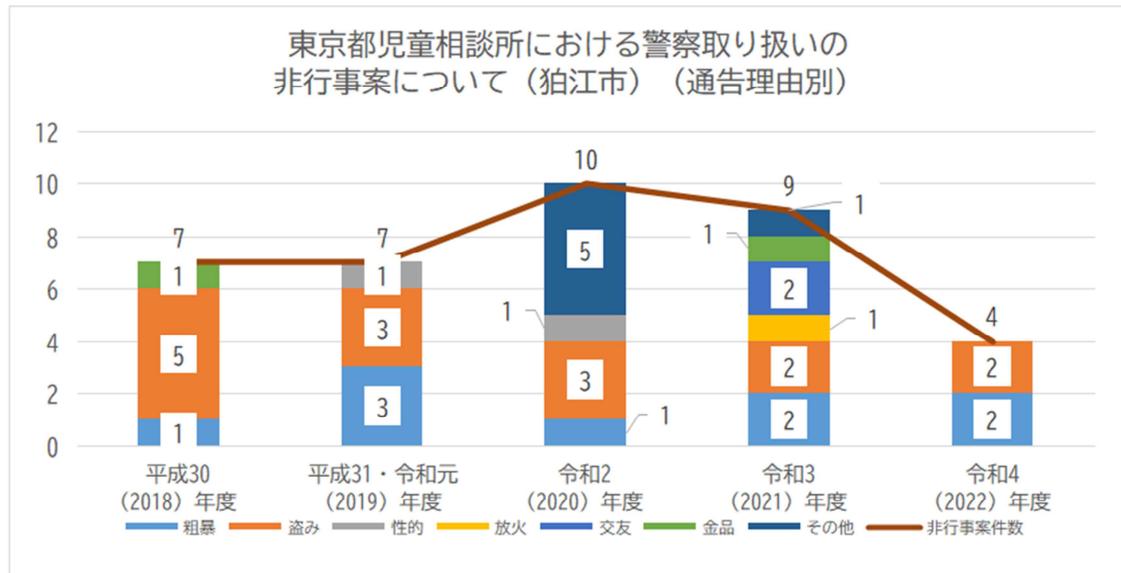
※平成31（2019）年度までは世田谷児童相談所、令和2（2020）年度からは多摩児童相談所の実績



※平成 31（2019）年度までは世田谷児童相談所、令和 2（2020）年度からは多摩児童相談所の実績

※書類通告：警察は、要保護児童を発見した場合、児童福祉法第 25 条の規定に基づき、児童相談所長宛て「児童通告書」により児童相談所にする通告をいう。

※身柄通告：書類通告のうち、児童の身柄を伴って行われる児童通告をいう。



※平成 31（2019）年度までは世田谷児童相談所、令和 2（2020）年度からは多摩児童相談所の実績

3 市民意識調査結果から見る現状

(1) 再犯防止に協力する民間協力者の周知度

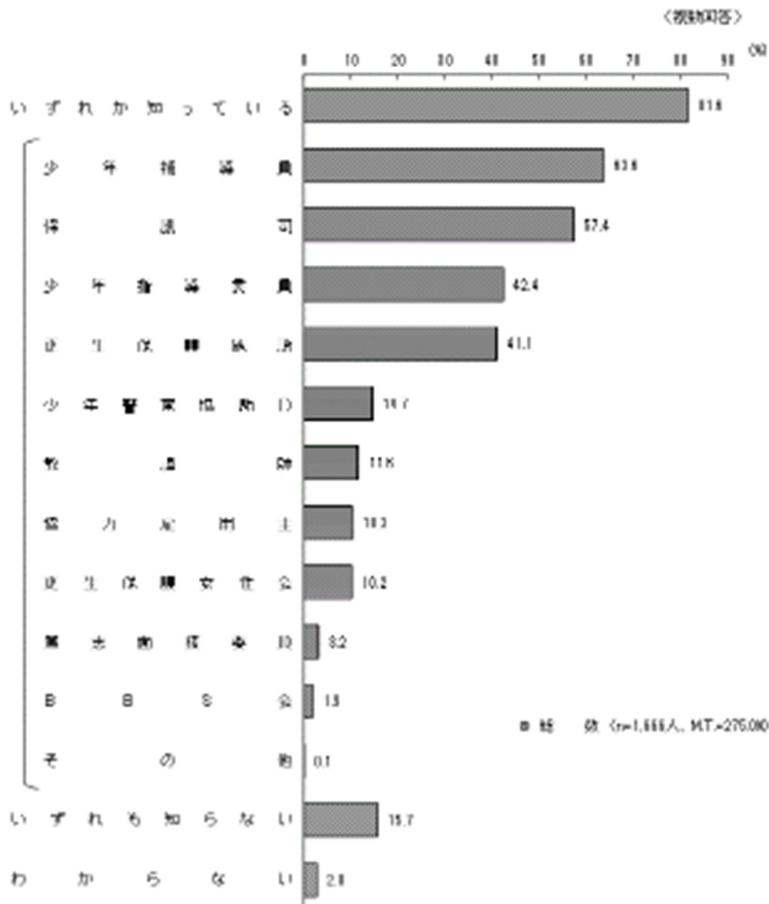
保護司を「知っている」と回答された方は、半数を超えています。協力雇用主を「知っている」と回答された方は、12.4%にとどまっています。また、いずれも知らないと回答された方も30%を超えています。

(MA) 問27 あなたは、再犯防止に協力する民間協力者として、次の方々がいることを知っていますか。



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）

図1 民間協力者の認知度



(2) 地域の安心安全度

お住まいの地域は、治安が良く、安心して安全に暮らせる地域であると「思う」と回答された方及び「どちらかといえば思う」と回答された方を合わせると、90%を超えています。

(SA) 問28 現在、あなたがお住まいの地域は、治安が良く、安心して安全に暮らせる地域だと思いますか。



(3) 犯罪をした人の立ち直りへの協力

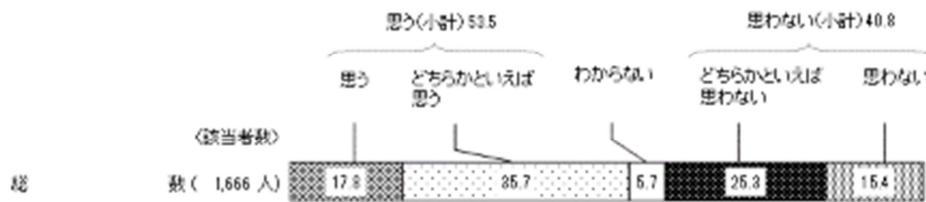
ア 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと「どちらかといえば思わない」と回答された方及び「思わない」と回答された方を合わせると半数近くになります。特に30歳代では60%近くの方が「どちらかといえば思わない」又は「思わない」と回答されております。

(SA) 問29 あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）

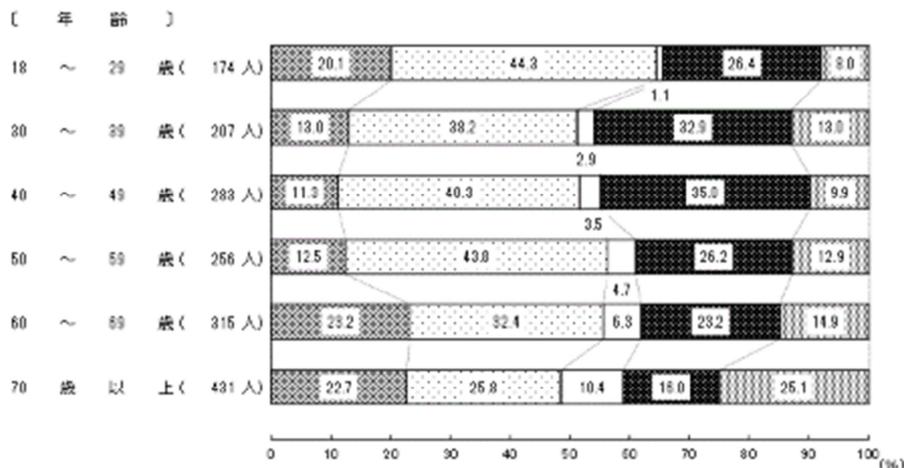
図3 犯罪をした人の立ち直りへの協力意向



	%	問29 あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。						
		人数	思う	どちらか	どちらか	思わない	わからな	無回答
全体		1278	4.9	22.0	25.0	22.2	25.3	0.6
6年年齢階層	20歳代	60	10.0	28.3	28.3	16.7	16.7	-
	30歳代	220	4.5	20.0	27.3	31.8	15.9	0.5
	40歳代	298	3.4	21.8	24.8	24.5	25.2	0.3
	50歳代	291	6.5	22.0	23.4	16.2	32.0	-
	60歳代	239	2.1	23.4	28.0	22.2	23.4	0.8
	70歳以上	165	7.3	19.4	20.0	18.8	32.1	2.4

第1節 現状の整理

【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）



イ 「思わない」理由

「どちらかといえば思わない」、「思わない」理由を伺ったところ、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」と回答された方が51.5%、「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」と回答された方が47.2%、「犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」と回答された方が42.2%となっております。特に30歳代、40歳代の方の60%を超える方が「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」と回答されています。

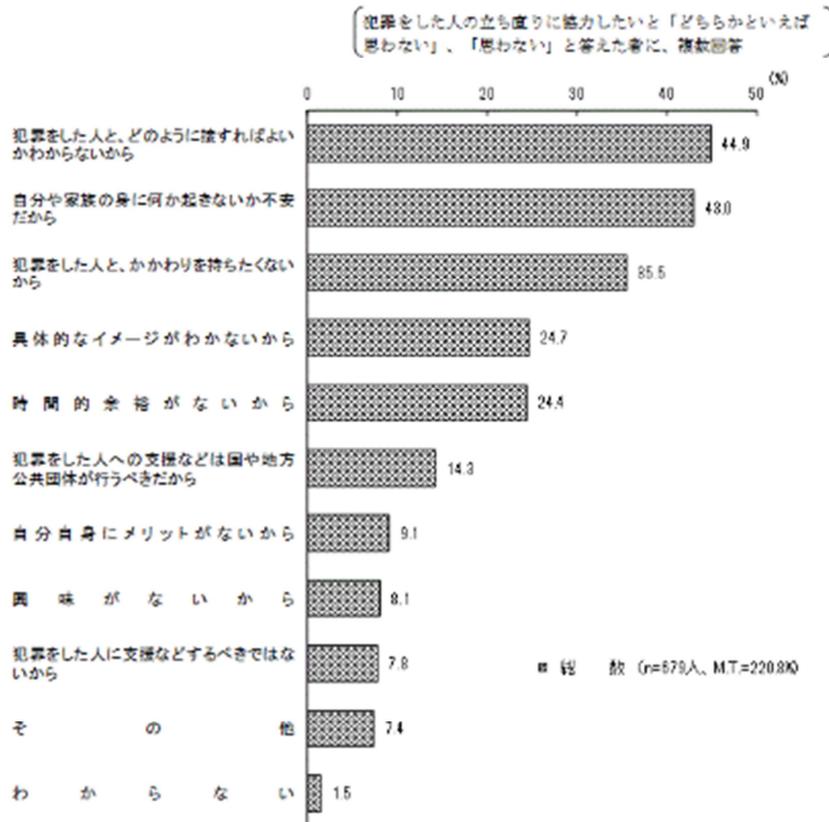
(MA) 問29-4 [問29で3・4と回答した方] 協力したいと思わない理由を教えてください。



%	問29-4 [問29で3・4と回答した方] 協力したいと思わない理由を教えてください。													
	人数	安何自 だか分 か起や らき家 族の か身 不に	くか犯 なか罪 いわり かりし た持 ちと た	いばど犯 かよの罪 らいうよ うにか わにか 接人 らすと なれ	ト自分 がな自 身に から メリ ツ	が具 わ体的 かない イ かメ ー ジ	か時 間的 余 裕 が ない	興 味 が ない から	ベ方支 き公援 だ共な か団は が国 行や う地 の	は援犯 ない罪 いか する た人 べき に 支	わ から ない	そ の 他	無 回 答	
全体	604	51.5	42.2	47.2	21.9	34.6	41.4	12.6	12.9	8.6	2.5	2.6	0.2	
6年齢階層	20歳代	27	55.6	44.4	37.0	63.0	44.4	44.4	14.8	29.6	14.8	-	-	-
	30歳代	130	63.8	50.8	50.8	36.2	35.4	55.4	16.9	11.5	13.1	1.5	1.5	-
	40歳代	147	60.5	43.5	44.2	27.2	36.7	52.4	15.0	8.2	11.6	2.0	1.4	-
	50歳代	115	45.2	45.2	41.7	11.3	33.0	38.3	11.3	12.2	4.3	4.3	3.5	-
	60歳代	120	41.7	39.2	49.2	10.0	26.7	30.8	6.7	16.7	5.0	0.8	3.3	0.8
	70歳以上	64	32.8	20.3	56.3	4.7	42.2	10.9	10.9	14.1	4.7	6.3	6.3	-

【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）

図5 協力をしたいと思わない理由



ウ 「思う」理由

「思う」、「どちらかといえば思う」理由を伺ったところ、「高齢や障がいなど、犯罪をした背景があるかもしれないから」と回答された方が50.4%、「地域の安全のため」と回答された方が45.2%となっております。

(MA) 問29-2 【問29で1・2を回答した方】協力したいと思う理由を教えてください。



エ 協力の内容

「思う」と回答された方及び「どちらかといえば思う」と回答された方に協力の内容を伺ったところ、「わからない」が39.9%、「再犯防止に関するボランティア活動に協力する」と回答された方が37.3%となっており、協力したいが、何を協力したら良いのかかわらない方が多くいらっしゃいます。

第1節 現状の整理

(4) 「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」の周知度

「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」を聞いたことがあるか伺ったところ、50%以上の方が「両方とも聞いたことがない」と回答しています。いずれか、又はいずれの「知っている」と回答された方にどのように知ったか伺ったところ、「パンフレットやポスターで知った」が57.4%となっており、周知に当たっては、他の媒体を活用した周知を行うなど工夫が必要です。

(SA) 問30 再犯防止に関する広報・啓発活動の取組で「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」を聞いたことがありますか。



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）

図6 社会を明るくする運動・再犯防止啓発月間の認知度

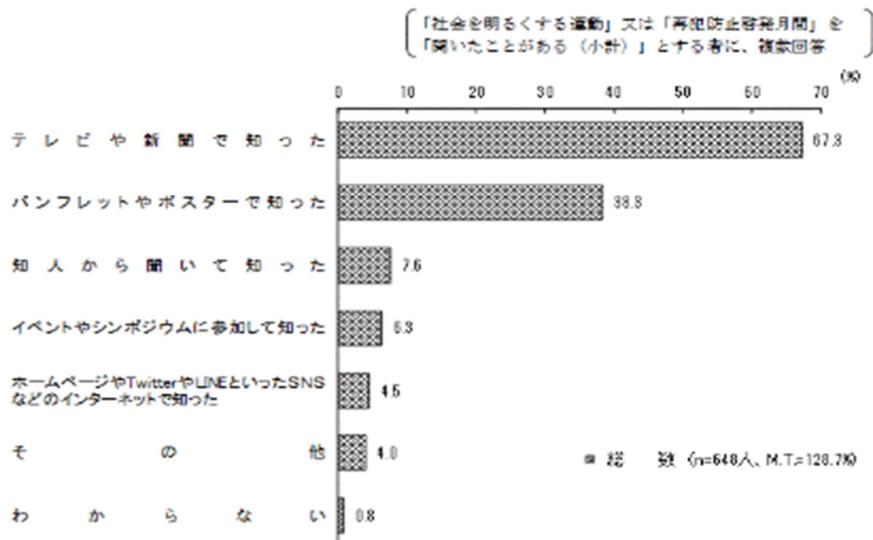


(MA) 問30-2 「問30で1～3と回答した方」どのようにして知りましたか。



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）

図7 認知した方法



(5) 再犯防止をするために必要なこと

再犯防止をするために必要なこととして、「仕事と住居を確保して生活基盤を築かせる」と回答された方が 57.8%、「気軽に相談できる相談先を設け孤立させない」と回答された方が 47.6%、刑事司法関係機関（刑務所、少年院、保護観察所等）による一人ひとりの問題に応じた、きめ細やかな指導や支援を充実する」と回答された方が 44.3%をなっております。

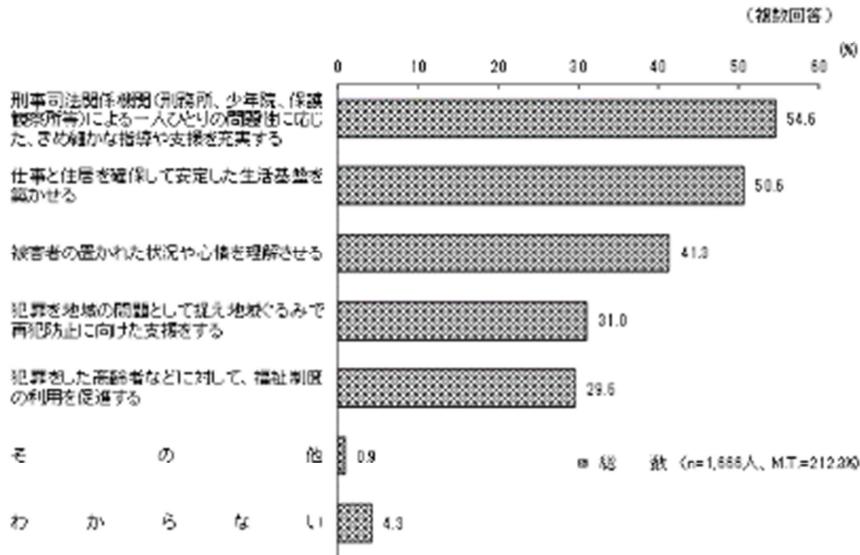
再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30 年 9 月 内閣府）より、「仕事と住居を確保して生活基盤を築かせる」と回答された方の割合が高くなっております。

(MA) 問31 あなたは、再犯防止のためには、具体的にどのようなことが必要だと思いますか。



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30 年 9 月 内閣府）

図9 再犯防止のための方策



第1節 現状の整理

(6) 再犯防止のために市がすべきこと

再犯防止のために市がすべきこととして、「犯罪をした人に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設などの機関や民間団体で構成）を作り社会的孤立を防ぐ」を回答された方が 50.0%、「犯罪をした人を地方公共団体の機関や協力雇用主等で雇用する」と回答された方が 35.4%、「犯罪をした人の住居確保に向けた支援を行う」と回答された方が 33.5%となっております。

(MA) 問32 再犯防止のために、市は何をするべきだと思いますか。



4 再犯防止関連団体調査結果から見る現状

(1) 出所（院）者が仕事に就くために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
情報提供	雇用主、社会資源	出所（院）の際
	出所（院）当日や2～3日で案内可能な仕事	
	ハローワークと連携し、寮付きの会社や、日払いであってもすぐに紹介可能な仕事	
就労支援	社会福祉協議会や市内事業者等と連携して	出所（院）から就労が定着するまで
	就労支援の窓口につながるような伴走型の	
	高齢や障害によるハンディキャップを明確にした、無理のない	
物品・金銭等の貸付け	就職活動に必要な（スーツ、携帯電話等）	出所（院）から就労が定着するまで
	就労に必要なスキルを身に付けるために必要な（パソコン等）	
	資格（運転免許等）の取得に必要な	
窓口の設置	ワンストップ	支援を申し出た際

(2) 出所（院）者が住む場所を確保するために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
啓発活動 (地域住民向け)	民間更生保護施設等の理解を促進するよう	
住居確保支援	・住民票の有無にかかわらず、生活保護申請の相談や家賃補助など、総合的な	出所（院）の際
住居確保相談	・相談窓口での賃貸住宅への入居の	出所（院）の際
生活支援	・生活面や金銭管理の指導等を継続的に実施するような息の長い	出所（院）から住居確保後まで
資金の貸付・補助	生活保護制度と連携した住居確保資金	出所（院）の際
	賃貸住宅の家賃	出所（院）から仕事に就くまで
財政的支援 (民間更生保護施設等)		

第1節 現状の整理

支援内容	どのような	いつ
住宅の貸付	市営住宅などの空き住宅	出所（院）の際
	アパート仕様の物件、施設	
	個室（集団生活になじめない出所（院）者向け）	
制度の構築	出所（院）者に保証人を設定することが困難なケースの対応できるようなセーフティネット	出所（院）の際
	対象者に応じた寄り添い型の各種支援（福祉、医療、生活全般や金銭管理に関する助言、修学・就労支援等）を提供できるような	
	不動産仲介事業者、家主出所（院）者に安心して賃貸物件を貸すことのできるような	
窓口の設置	ワンストップの	支援を申し出た際
多機関協働の仕組みづくり	矯正施設入所前居住地自治体及び矯正施設出所後居住予定地自治体とのケースに応じた柔軟な居住確保について	
	一時宿泊施設や居住支援法人	

(3) 高齢者の再犯防止のために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
情報提供	独居の出所（院）者地域で支える場の	
職員研修	触法高齢者に対応できる	
支援	社会的に孤立を解消するような	出所（院）の際
	アウトリーチによる	
住居・居場所の確保 （住所不定・福祉的支援が必要な・独居の出所（院）者・）	住居	出所（院）の際から住居の確保まで
	緊急ショートステイなどによる施設入所、簡易宿泊所以外の居場所	出所（院）の際から福祉サービス利用開始まで
	地域で支える場	出所（院）～
福祉サービス等利用支援	生活保護、介護認定、成年後見等の手続	出所（院）の際
窓口の設置	ワンストップの	支援を申し出た際

支援内容	どのような	いつ
多機関協働の仕組みづくり	インフォーマルな関係も含めた	
	地域とつながりをもてるような社会福祉協議会や生活困窮に関する部署、高齢福祉に関する部署等	

(4) 依存症等の方の再犯防止のために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
広報・情報提供 (当事者、家族)	薬物依存についての相談や回復支援プログラム等が受講できる関係機関	
	都や市が実施する公的な薬物依存についての相談・支援機関	
啓発 (地域住民)	ダルク等の自助グループや民間の回復支援施設等の民間支援団体への	
	依存症又はしへき対策	
職員研修	依存症について理解を深める	
支援 (自助グループ)	活動費用	
	活動場所	
住居・居場所の確保 (住所不定・福祉的支援が必要な・独居の出所(院)者・)	住居	出所(院)の際から住居の確保まで
	緊急ショートステイなどによる施設入所、簡易宿泊所以外の居場所	出所(院)の際から福祉サービス利用開始まで
	地域で支える場	出所(院)～
福祉サービス等利用支援	生活保護、介護認定、成年後見等の手続	出所(院)の際
サポート体制の構築	金銭管理をする支援者、家族をサポートする支援者、借金の対応をする支援者など、切れ目のない	
	依存症等の出所(院)者と支援機関とつなぐ	
多機関協働の仕組みづくり	支援施設や医療機関へと円滑につなぐ	
	東京都(保健所)との地域支援ネットワーク	

第1節 現状の整理

(5) 障がい者の再犯防止のために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
広報・情報提供 (矯正施設)	市で実施している農福連携事業	
啓発 (地域住民)	障がいある人への理解や犯罪をした人の立ち直りに向けた	
職員研修	障がいのある出所(院)者について理解を深める	
支援	障害があると思われるものの障がいと診断されていない等制度のはざまにある人への	出所(院)の際
	行政専門部署によるアウトリーチによる	
	定期的な訪問や状況確認	
	市CWによる面会する	在所(院)中
復学・就学支援	保護者、付添人、家庭裁判所等が行っている少年鑑別所在所者の復学、就学にかかる支援調整への協力	出所(院)の際
支援 (家族)	相談・家事	
	家族会の紹介	
多機関連携の仕組みづくり	生活保護担当者以外に保健師、障害者福祉担当など複数の分野による	出所(院)の際
	行政だけでなくインフォーマルな関係も含めた	
	保護司や支援事業体が密接で有機的な結びつきができる	
	矯正施設での支援者会議への参加など	在所(院)中
	帰宅先を所管する関係者によるケース会議	

(6) 地域生活に円滑に移行するために市に支援して欲しいこと

No.	取組	団体数 (N=15)
1	在所中の生活保護申請手続	9
2	出所後必要となる各種手続への所管部署が連携した円滑な対応	10
3	社会復帰支援に係る在所中のケース会議等の実施	8
4	出所者・出院者を個別に支援する事業の実施	10
5	各種支援・相談窓口の提示	7

6	その他	4
---	-----	---

(7) 連携・調整がとれず、社会復帰が困難となった事例

No.	事例
1	本人の帰住希望地（住所地）や市区町村から帰住そのものについて拒否された事例
2	本人が窓口に来ていないと相談がスタートできない事例
3	在院者のうち18歳未満の少年については、児童福祉との調整が必要となるが、過去に児童相談所に係属していた者であっても、矯正施設に入所すると、児童相談所との調整が難しくなる事例
4	矯正施設入所前の市区町村と異なる地域の市区町村に帰住する事例
5	支援介入に消極的な事例（多数）。対象者との関係が構築できていないことを理由に特に保健師が初めて対峙する事例を受け付けない事例
6	飲酒している場合に、対応できないとして保健師や地域包括支援センターが支援を打ち切った事例
7	市の担当者が放置し、20年に及ぶ家庭内暴力が続き、親に怪我をさせた事例

(8) 犯罪・再犯に至る原因として特徴的・代表的ケース

No.	罪名	犯罪・再犯に至る原因として特徴的・代表的なケース
1	窃盗罪	出所と同時に生活保護を受給し、住居も確保されていても、生活保護費から住居費や食費等が差し引かれると手元に残る金額が少なくなり、通常は、その金額でやりくりをして生活すべきところ、手元に残る金が少ないことへの不満を抱いて、あてもなく住居を出奔し、窃盗の再犯に至る、又は手元の金を減らしたくないという気持ちから、若しくは手元の金を飲酒等で見通し無く使ってしまったあげぐスーパー等で万引きをするといった事案
2	覚醒剤所持罪	出所後、たまたま、かつての薬物仲間に出会ってしまい、薬物を勧められた。その場では断ったが、1回分をもらってしまったために、後日使ってしまった事例
3	共通事項	・被虐待歴・DV・知的障がい・他罰的傾向・対人不全・自分だけが損しているという被害感・視野狭窄・自分本位
4	窃盗罪	・摂食障がい・社会的孤立・認知症・生活困窮・家族関係の中のストレス解消（親や夫への仕返し、嫁姑問題など）
5	覚醒剤取締法違反	愛着障がい・自己肯定感の低さ・問題からの逃避

(9) 非行・再非行に至る原因として特徴的・代表的ケース

No.	罪名	非行・再非行に至る原因として特徴的・代表的なケース
1	非行	【特徴的な原因】 交友関係、反社会的行動パターン、反社会的認知、薬物依存、虐待やいじめ等の被害体験、家族の機能不全（家族の精神障害、困窮、DV等）、孤立（いじめ、怠学、高校中退、不就労、家出等）”
2	非行	学校で個別的配慮が必要な児童が不登校になると、その後ケアされず放置されがちであることを始め、教育現場が障がいや疾病の知識が不十分なことから個別的な配慮が必要な児童を発見できないケース
3	非行	非行、再非行に至る原因は一概に言えないが、学校への不適応や中途退学、就労を継続できないことは、非行の類型にかかわらず多く見られる特徴

(10) 支援拒否理由、傾向、課題

支援拒否理由	傾向
<ul style="list-style-type: none"> ・支援は不要だという誤認 ・市役所等へ相談に行ったが、支援を受けられなかった経験 ・自由を制約されたくないという願望 ・受刑したという経歴を知られたくないという希望 ・本人や保護者が障がいを受容できない。 ・申請を拒否されて不信感がある。 ・個人の資産状況を把握されたくない等 ・疎遠な親族に同意の連絡を取られたくない、状況を知らされたくない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病識や障がい受容ができていない者 ・病気や障がいを認識していても、干渉されたくない者又は支援が必要だと感じていない者 ・他人の世話になりたくない、恥ずかしいという主張 ・プライドが高く、頑固で見栄っ張りだという性格 ・本人が医療又は福祉的支援の必要性を感じていない。 ・手帳を取得することに抵抗がある。 ・知人、友人に頼る。 ・通院の中断 ・対人関係が非常に不得手で、担当医から検査入院を勧められているが拒否するような者 ・不安定な対人関係 ・少年及びその保護者等が、自身が医療又は福祉的支援の対象になることに対して抵抗感を抱いている。 ・地域の自治体に支援を求めること自体を障がい者としてのラベリングになると捉える保護者

(11) 再犯防止・社会復帰支援のための取組

No.	取組	団体数 (N=15)
1	市区町村による再犯防止のための独自事業の実施	7
2	地域住民向けシンポジウム・フォーラムの開催	7
3	各機関関係職員によるケース会議	8
4	定期・不定期の協議会	8
5	施設見学・説明会	8
6	その他	9

(12) 1～11以外で再犯防止施策を推進する上で、市に要望すること

要望内容	どのような	いつ
広報・情報提供 (保護者も含む)	東京都、市区町村や民間支援団体等の各種相談窓口	
広報・情報提供 (地域住民)	刑事司法機関と連携した	
研修等 (市職員)	保護観察対象者に対する偏見や陰性感情を解消する	
支援	相談窓口に行かない人、行けない人、行きたくない人、知らない人、制度の枠組みに入れられないものの支援が必要な人たちへの伴走	
地域づくり	様々な困りごとを持っている人々(ex. ひきこもり、ゴミ屋敷等々)が孤立することのない	
保護司会活動支援	更生保護サポートセンター(保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動をするための拠点)のサテライト設置	

第2節 課題の整理

1 国・東京都の動向から見る課題

(1) 国の動向

ア 施策ごとの課題

施策ごとの課題	
1	就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
	(1) 就労の確保等
	① 依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと。
	② 実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないこと。
③ 職業訓練を社会復帰後の就労に結び付くものとしていく必要があるとの指摘もあること。	
	(2) 住居の確保等
	① 依然として、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること。
	② 出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があること。
2	就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
	(1) 高齢者又は障害のある者等への支援等
	① 高齢者や知的障害、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること。
	② 福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること。
	③ 支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があること。
	(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援等
	① 薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、未だ十分とは言えない状況にあること。
② 薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移していること。	
③ 大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大していること。	

施策ごとの課題		
3	学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	
	(1)	学校等と連携した修学支援の実施等
	①	依然として、少年院出院時に復学・進学を希望していること。 少年院出者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院していること。
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	
	(1)	特性に応じた効果的な指導の実施等
	①	矯正施設及び保護観察所におけるアセスメント内容等の関係機関への有機的な引継ぎが必ずしも十分とはいえないこと。
	②	刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っているとはいえないこと。
5	民間協力者の活動の促進等のための取組	
	①	より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていく必要があること。
	②	民間協力者が、“息の長い”支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を一層強化していく必要があること。
	③	保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいる。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいこと。
6	地域による包摂を推進するための取組	
	①	再犯防止分野において国と地方公共団体が担うべき具体的役割が必ずしも明確とはいえない面もあり、再犯の防止等に関する地方公共団体の理解や施策の実施状況には依然として地域差が認められること。
	②	地方公共団体は再犯の防止等に関する知見・ノウハウ・情報に乏しく、国において、これらを提供するなどの支援をしていく必要があること。
	③	支援へのアクセシビリティを確保するという観点から、地域社会における関係機関や民間協力者等との連携を更に強化していく必要があること。
7	再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組	

イ 施策の方向性

施策の方向性	
1	就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
	(1) 就労の確保等
	① 適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練・刑務作業の実施等を更に充実させる必要がある。
	(2) 住居の確保等
	① 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実や更生保護施設等の受入れ・処遇機能の更なる強化 ② 地域社会での定住先の確保を円滑に進めるための支援の充実 ③ 更生保護施設退所後の本人への訪問等による専門的・継続的な支援の拡大
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
	(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援等
	① 薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図る。
	② 刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していく必要がある。
	③ 増加する大麻事犯者の再犯の防止等に向けた取組を迅速に進めていく必要がある。 ④ 薬物依存の問題を抱える者の回復過程においては、その他の精神疾患に陥る場合があることや、断薬に向けて治療等の継続と就労を並行して行うことが容易ではない場合があることを念頭に置いて、対応していく必要がある。
3	学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
	(1) 学校等と連携した修学支援の実施等
	① 引き続き、矯正施設において、民間のノウハウやICTの活用などにより教科指導の充実を図る。
	② 少年院出院後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化していく必要がある。 ③ 非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要がある。
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
	(1) 特性に応じた効果的な指導の実施等
	① 「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、今後、受刑者に対し、改善更生のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇が可能となることなどを受け、犯罪被害者等の視点も取り入れながら、個々の対象者の特性に応じた指導等を一層充実させていく必要がある。

施策の方向性		
5	民間協力者の活動の促進等のための取組	
	①	幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要がある。
6	地域による包摂を推進するための取組	
	①	国と地方公共団体が担う役割を具体的に明示することで、地方公共団体の取組を促進する。
	②	地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援連携体制を更に強化していくこと。
7	再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組	
	①	再犯の防止等の関係機関における業務のデジタル化を含めた体制の整備、施策の効果検証やその結果に基づく施策の見直し、再犯の防止等に関わる人材の育成や官民の関係者・関係機関の相互理解などの取組を更に進める必要がある。

(2) 東京都の動向

ア 具体的な取組ごとの課題

1. 就労・住居の確保等のための取組	
(1) 就労の確保等	
ア	就労支援の取組の一層の充実が求められている。
イ	協力雇用主の業種に偏りがある。
ウ	実際の雇用に伴う不安・負担が大きい。
エ	協力雇用主に対する支援の充実等による更なる雇用の促進が望まれている。
(2) 住居の確保等	
ア	更なる受入機能の強化や、高齢・障がい者、薬物事犯者等の自立に困難が伴う入所者の増加に対応し得る処遇機能の強化が課題となっている。
イ	各更生保護施設の特徴に応じた更なる活用が求められる。
ウ	更生保護施設等はあくまでも一時的な居場所であり、退所後の適当な住居の確保や退所後の生活が安定するまでの間のフォローアップが重要だが、退所後のフォローアップは一部の更生保護施設の自発的な取組に委ねられている部分が多く、今後の更なる推進が望まれる。
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	
(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援等	
ア	支援を希望しない者など、必要な福祉サービスの確保に至らないまま出所する者もいる。
イ	今後その効果的な実施が望まれる。
(2) 薬物依存を有する者への支援等	
ア	薬物依存症からの回復には継続的な治療・支援を受けることが重要である。
イ	薬物問題を抱える者に対し、地域社会において途切れることのない継続的な支援を、関係各機関で実施していくことが必要である。

3. 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
(1) 非行の防止・学校と連携した修学支援等
ア 非行の未然防止はもとより、非行や犯罪に陥った少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰するには、自立のために必要な修学支援、仕事や居場所の確保など、社会での受入れを一層進めることが求められている。
4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組
(1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
ア 再犯防止のための指導・支援等を効果的に行うには、犯罪や非行の内容はもとより、経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等、対象者それぞれの特性を把握した上で適切な指導等を選択し、継続的に働きかけていくことが重要です。
イ 都及び国の関係機関においても、国の取組を踏まえ、必要に応じ情報共有を図りながら、特性に応じた効果的な指導・支援等を継続的に実施していくことが求められます。
5. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組
(1) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
ア 保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携が不十分であることなど、活動を促進するに当たっての課題がある。
イ 再犯の防止等に関する施策は、都民にとって必ずしも身近でないため、関心と理解を得にくく、都民に十分に認知されているとはいえない。
6. 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組
(1) 再犯防止のための連携体制の整備等
ア 地方公共団体が再犯防止に取り組むに当たっては、犯罪をした者等に対する処遇の現状やその社会復帰を促進するに当たっての課題、支援のノウハウ等に関する知見や情報が十分でない。

第2節 課題の整理

イ 具体的な取組

具体的な取組	
1	就労・住居の確保等のための取組
(1)	就労の確保等
①	就職に向けた相談・支援等の充実（非行少年に対する就労支援）
ア	非行少年に対する就労支援
(ア)	東京都若者総合相談センターにおける取組
(イ)	警視庁少年センターを中心とした取組
②	就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた支援
ア	東京都しごとセンター及び東京都立職業能力開発センター等における取組
イ	TOKYOチャレンジネットにおける取組
ウ	東京都若者総合相談センターにおける取組
③	多様な業種の協力雇用主の確保に向けた広報等
④	協力雇用主の活動に対する支援の充実等
ア	協力雇用主の公共調達受注機会の増大
イ	保護観察対象少年の公的機関における非常勤職員としての雇用
⑤	一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保
ア	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）による就労系障害福祉サービスでの対応
イ	区市町村障害者就労支援センターによる取組の推進
ウ	障害者就業・生活支援センターによる取組
エ	生活困窮者自立支援制度による支援
⑥	就労支援に携わる関係機関・団体相互の連携確保
⑦	全ての都民の就労を応援する新たな条例の検討
(2)	住居の確保等
①	入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進
②	自立準備ホームの確保に向けた協力
③	都営住宅への優先入居制度の活用
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
(1)	高齢者又は障害のある者等への支援等
①	刑務所出所者等に対する福祉的支援に関する多機関連携の強化（特別調整への協力等）
②	加齢等を背景とした犯罪への対応（「高齢者よろず犯罪相談」窓口の設置）
③	保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化（法令に基づく各種福祉制度の運営）
④	刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関との連携
(2)	薬物依存を有する者への支援等

		① 薬物依存症者に対する治療・支援等のネットワーク構築
		ア 連絡会議等への参加等による連携確保
		イ 「連携マニュアル」作成による関係機関・団体の円滑な連携
		② 薬物依存症者に対する地域における息の長い支援の提供
		ア 多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進
		イ 薬物依存症等に関する専門医療等の提供等
		ウ 薬物依存症回復プログラム等への参加支援等
		エ 地域支援につながる動機付けを高める機会の提供
		オ 保護観察が終了する薬物事犯者等への継続的支援等
		③ 薬物依存症者に対する治療・支援等の担い手・受け皿の確保（薬物依存症者の支援を担うスタッフの育成等）
		④ 薬物依存症者の家族等に対する支援の充実等
		ア 家族等からの相談対応等
		イ 相談機関等に関する情報の周知等
3	非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組	
		① 少年の非行の未然防止等
		ア 学校における非行防止のための教育
		イ 薬物乱用未然防止のための教育
		ウ 薬物乱用防止に向けた人材育成の推進
		エ 学校生活継続のための本人・家族等への支援
		オ 中途退学者への就労等の支援
		カ 地域における非行防止等のための支援
		キ 警視庁少年センターを中心とした非行少年に対する支援
		② 非行等による学校教育の中断の防止等（矯正施設や保護観察所等と連携した取組の検討）
		③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援
		ア 高校中退者等に対する地域社会における支援
		イ 矯正施設や保護観察所等と連携した取組の検討
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組	
		① 特性に応じた指導等の充実
		ア 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止
		イ ストーカー加害者に対する指導等
		(ア) 被害者への接触防止のための指導等
		(イ) ストーカー加害者に対するカウンセリング等
		ウ 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等（暴力団からの離脱に向けた働きかけ）
		エ 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

		(ア)	関係機関と連携したきめ細かな支援等
		(イ)	少年鑑別所における観護処遇への協力
		(ウ)	非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進
		(エ)	保護者との関係を踏まえた指導等の充実
		(オ)	少年院在院者の再犯防止に向けた取組
	オ		女性の抱える問題に応じた相談対応等
	カ		発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等（矯正施設内における指導への協力）
	キ		関係機関や地域の社会資源の一層の活用
5	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組		
	①		民間ボランティアの活動に関する広報の充実
	②		民間ボランティアの活動に対する支援の充実
		ア	少年警察ボランティアの活動に対する支援
		イ	更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実
	③		更生保護事業に対する支援
	④		民間協力者との連携の強化
6	再犯防止のための連携体制の整備等のための取組		
	①		再犯防止のための協議会等の設置
	②		区市町村における再犯防止施策の促進及び連携の確保

2 市民意識調査結果から見る課題

市民意識調査において、再犯防止に市は何をするべきか訊ねたところ、「犯罪をした方に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設などの機関や民間団体で構成）を作り社会的孤立を防ぐ」が50.0%、「犯罪をした方を地方公共団体の機関や協力雇用主等で雇用する」が35.4%、「犯罪をした方の住居確保に向けた支援を行う」が33.5%、「再犯防止のための計画を策定する」と「再犯防止に協力する民間協力者に対して活動する場所の提供や財政的支援をする」がそれぞれ27.7%、「住民に対して、再犯防止について広報・啓発活動をする」が21.7%となっています。また、再犯防止のために必要なことについては、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が57.8%、「気軽に相談できる相談先を設け孤立させない」が47.6%となっています。そこで、それぞれについて以下に課題を整理します。

(1) 社会的孤立の防止

犯罪をした人は、家族と疎遠であったり、不健全な交流関係、地域社会や家主・雇用主から敬遠される等、社会的に孤立している傾向がみられます。また、社会や人への不信感や成功体験が乏しく自分自身への不信感や諦めを抱える人が多いとされています。犯罪をした人等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、病

院、学校、福祉施設などの機関や民間団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進することが必要です。

再犯防止対策の一翼を担う人材として再発防止に協力する民間協力者の存在が重要となっています。市民意識調査において再発防止に協力する民間協力者がいることを知っているかについては、「保護司」が55.5%、次いで、「更生保護施設」が37.6%に続いて、「いずれも知らない」が33.0%となっています。

立ち直り支援に地域のボランティアが関わることで、支援の実効性の向上と地域社会の理解の増進という複合的な効果の創出を意図している。その中で民間協力者は、専門家と協働してボランティアを組織・育成し、本人の社会参加を支えるコミュニティづくりを行い、社会的孤立を防ぐ推進役として重要になっています。

(2) 住居の確保

刑務所に再度入所してきた者で犯行時住居不定であるものの割合は、17.6%となっており、初入者(12.4%)よりも再入者の方が、住居不定の人の割合が高くなっています(令和元年、矯正統計年報)。また、刑務所等からの満期出所者の44.0%が適当な住居が確保されないまま出所しており、住居不定の人は出所後、比較的短期間のうちに再犯に至っている実情があります(令和元年、矯正統計年報)。

帰るべき住居のない刑務所出所者等の主要な受け皿となる民間の更生保護施設は、都内に19施設があり、年間約1,400人の出所者等を新たに受け入れていますが(東京保護観察所)、更なる受入機能の強化や、高齢・障がい者、薬物事犯者等の自立に困難が伴う入所者の増加に対応し得る受け皿機能の強化が課題となっています。犯罪をした人の特性(行き場のない高齢者・障がい者、無職である受刑者等)に応じた居住先確保のため、生活環境の調整の充実を図るとともに、帰住先である更生保護施設等による地域生活自立を目指した処遇・支援の在り方の検討を通じ、その活動の更なる促進を図る必要があります。

更生保護施設施設の職員によると、設入所者の自立先の確保で困ったことがある割合は76.7%にのぼり、その93.7%が保証人を確保できないと回答しています(平成30年、法務省)。住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者居住支援法人が、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施しており、居住支援法人と連携した住居確保・見守り支援を強化することも重要となっています。

(3) 就労の確保

就労の有無は、再犯率に大きく影響しており、犯罪をした者等の社会復帰・再犯防止を実現するために重要な要素です。刑事施設から仮釈放された場合などには、社会での更生をサポートし再犯を防止するため保護観察に付されますが、保護観察終了時に無職であった人の再犯率は24.8%で、職があった人の再犯率(7.8%)に比べて約3倍高くなっています(平成25年～29年、法務省)。しかし、犯罪をした人は、不規則な生活、浪費、不健康な食生活等、不十分な社会生活スキルをもつ特性をもつケースも多く、就職が難しい傾向がみられます。刑務所出所者等の求職活動は、その前科等のため就職にあたって困難が大きく、また、いったん就職し

ても、基本的なマナーや対人関係の能力不足により早期に離職するなど職場定着に困難を伴う場合が多くなっています。

刑務所出所者等の就労確保のための国の施策としては、矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」及び保護観察所が民間の就労支援事業者に委託して実施している「更生保護就労支援事業」によるきめ細かな就労支援策が実施されていますが、保護観察終了者に占める無職者率は21.3%（令和元年、法務省）に及ぶなど、就労支援の取組の一層の充実が求められています。就労後の確実な職場定着に向け、国や都による取組の実施状況を踏まえつつ、ハローワーク、就労支援事業者機構等の関係機関・団体等と連携し、多様な業種の協力雇用主の確保に努めることが必要です。

市民としては、協力雇用主（会社）のことをもっと知るとともに、協力雇用主の製品やサービスを購入する等、多様な会社が刑務所出所者の雇用に積極的になるよう側面支援することが考えられます。

（4）再犯防止について広報・啓発活動

市民の社会課題に対する意識や理解を増進する上で、普及啓発活動は重要な役割をもっています。再犯防止推進法では、毎年7月を「再犯防止啓発月間」と規定し、国民の間に広く再犯防止についての関心と理解を深めるための事業の実施に努めることとされています。

市民意識調査によると、犯罪をした方の立ち直りに協力したいかについては、「(どちらかといえば)思う」が26.9%に対して、「(どちらかといえば)思わない」が47.2%、「分からない」が25.3%となっています。協力したいと思う理由については、「高齢や障がいなど、犯罪をした背景があるかもしれないから」が50.4%、「地域の安全のため」が45.2%となっています。他方、協力したいと思わない理由については、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」が51.5%、「犯罪をした方と、どのように接すればよいか分からないから」が47.2%、「犯罪をした方と、関りを持ちたくないから」が42.2%となっており、犯罪をした人の立ち直りについてはどちらかといえば距離を置きたいとする市民が多くなっています。

また、再犯防止に関する取組である「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」を聞いたことがあるかについては、「両方とも聞いたことがない」が53.7%、「社会を明るくする運動」のみ聞いたことがある」が14.9%となっており、市民にとって再犯防止等に関する施策はあまり馴染みのない存在になっています。

更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられ、「誰一人取り残さない」社会の実現のためには、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、市民にとって再犯の防止等に関する施策を身近なものとし、広く市民の関心と理解が得られるものとしていくことが求められます。

市民としては、更生保護や更生保護ボランティアのことをもっと知るとともに、社会に暮らす様々な人たちのことを理解し、立ち直ろうとする人を受け入れ、地域社会に取り込んでいくことが重要と思われれます。

3 再犯防止関連団体調査結果から見る課題

(1) 社会復帰が困難なケースについて円滑な社会復帰に向けたポイント

No.	円滑な社会復帰に向けたポイント
1	刑事司法機関、自治体及び関係機関等の各担当者が課題をどれだけ理解・共有し、(支援できない理由ではなく)何を支援できるかを共に考えていけるか。
2	刑事司法機関、自治体及び関係機関等の各担当者が課題をどれだけ理解・共有し、(支援できない理由ではなく)何を支援できるかを共に考えていけるか。
3	出院後の地域社会における切れ目のない支援を継続させるために、在院中における児童相談所や市区町村担当部署との連絡調整、ケース会議、各種手続が円滑に進められるよう協力する。
4	児童相談所や市区町村担当者間の引継ぎ及び調整が円滑に行われる体制を整備する。
5	関係構築を優先するあまり、支援機会の損失や再犯に発展するという可能性がある。
6	精神疾患や依存症の病気である場合は、本人がSOS発信をする可能性が低い。どのような手段をとれば必要な治療につなげることができるかかという姿勢で関わり続けて欲しい。

(2) 罪名ごとの円滑な社会復帰に向けたポイント

No.	罪名	円滑な社会復帰に向けたポイント
1	窃盗罪	再犯事例を見ると、彼らにとって窃盗以外の問題解決の選択肢がなく、かつ、窃盗への心理的ハードルが非常に低いことが見て取れます。
2	覚醒剤所持罪	・彼らの交友関係が覚醒剤乱用者などの犯罪性の高い者に偏っていること。 ・薬物仲間との遭遇などを、「偶然の出来事」、「不運な出来事」としか捉えられず、自らの意思で再使用したことへの問題意識が深まりにくいこと。

(3) 非行・再非行の円滑な社会復帰に向けたポイント

No.	罪名	円滑な社会復帰に向けたポイント・事例の問題点
1	非行	・個人の資質や成育歴も無関係ではないが、何より、障がいや疾病に係る必要な支援を受けられずに問題が大きくなったことが非行として表出したと考える。 ・教員で全て解決はできないので、スクールソーシャルワーカーの常勤化など積極的な活用が望まれる。

(4) 支援拒否の課題

課題

- ・保護者の抵抗感が強く、保護者の同意を得ることに苦慮するケースもある。
- ・医療又は福祉的支援に対する正しい知識を付与する機会を設けることが肝要である。
- ・自分や家族の判断で通院や服薬を中断されてしまう。
- ・不信感を持つと、「二度と行かない。」と決意している場合があり、説得に応じない。
- ・行政側に強制力がないので放置されてしまう。
- ・障がい特性、疾病によるものゆえの拒否ということも踏まえて関与（働きかけ）自体は試みて欲しい。